

第 2 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和5年6月21日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和5年6月21日(水曜日)

午前9時59分開議

午後0時53分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

報告第1号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第8号 令和4年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第9号 令和4年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第10号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第11号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

請第1号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

請第2号 「地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

請第3号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願

請第5号 物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度

求める請願

委員会提出議案 地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①水俣病対策の状況について

②地下水を基にした経済発展と地下水保全の両立を目指した地下水涵養指針の見直し等について

③「水俣病環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(令和4年度)

④生物多様性くまもと戦略2030策定について

⑤熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組みについて

出席委員(7人)

委員長 吉田孝平

副委員長 池永幸生

委員 吉永和世

委員 池田和貴

委員 内野幸喜

委員 岩田智子

委員 住永栄一郎

欠席委員(1人)

委員 前田憲秀

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原雅之

政策審議監 上田哲也

医監 山口喜久雄

環境局長 坂野定則

県民生活局長 永江昌二

環境政策課長 枝 國 智 子  
 水俣病保健課長 入 田 秀 喜  
 水俣病審査課長 佐 藤 豊  
 環境立県推進課長 吉 澤 和 宏  
 環境保全課長 村 岡 俊 彦  
 自然保護課長 蓑 田 公 彦  
 首席審議員兼  
 循環社会推進課長 鈴 和 幸  
 くらしの安全推進課審議員  
 兼課長補佐 岩 永 千 夏  
 消費生活課長補佐 中 山 昭 徳  
 男女参画・協働推進課長 板 橋 麻 里  
 人権同和政策課長 早 田 吉 秀  
 商工労働部  
 部 長 三 輪 孝 之  
 総括審議員  
 兼産業振興局長 内 藤 美 恵  
 政策審議監  
 兼商工雇用創生局長 清 田 克 弘  
 商工政策課長 池 永 淳 一  
 商工振興金融課長 田 浦 貴 久  
 労働雇用創生課長 時 田 一 弘  
 産業支援課長 辻 井 翔 太  
 エネルギー政策課長 岡 山 公 明  
 企業立地課長 元 田 啓 介  
 観光戦略部  
 部 長 原 山 明 博  
 政策審議監 脇 俊 也  
 観光国際政策課長 櫛 本 麻 理  
 観光企画課長 川 寄 典 靖  
 観光振興課長 石 井 利 幸  
 販路拡大ビジネス課長 宮 崎 公 一  
 企業局  
 局 長 竹 田 尚 史  
 総務経営課長 馬 場 幸 一  
 工務課長 伊 藤 健 二  
 労働委員会事務局  
 局 長 吉 野 昇 治  
 審査調整課長 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者

議事課課長補佐 榎 原 俊 郎  
 政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前9時59分開議

○吉田孝平委員長 開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日、前田委員は御欠席でございます。

ただいまから、第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会はインターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

さきの委員会におきまして、委員長に御選任いただきました吉田でございます。

今後1年間、池永副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただくとともに、執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

続いて、池永副委員長から御挨拶をお願いします。

○池永幸生副委員長 おはようございます。この1年間ではありますけれども、吉田委員長を死ぬ気で応援したいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○吉田孝平委員長 ありがとうございます。本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、初めに執行部の幹

部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により、紹介に代えさせていただきます。

それでは、小原環境生活部長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いします。

○小原環境生活部長 環境生活部長の小原でございます。よろしくお願い申し上げます。

1点御報告というか、おわびでございます。

当部のくらしの安全推進課の東田課長、それと消費生活課の三角課長が体調不良でちょっと出席できませんので、代理の職員が出席しております。申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

（環境生活部長、政策審議監～審査調整課長の順に自己紹介）

○吉田孝平委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、着座のままで簡潔をお願いします。

まず、環境生活部長から付託議案等も含めて総括説明を行い、続いて、担当課長から主要事業について資料に従い説明をお願いします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 主要事業等の説明に入ります前に、地下水保全に関する最近の取組について3点御説明いたします。

1点目は、JASMが表明された取水量以上の地下水涵養の実現に向け、5月16日に、

JASM、県、菊陽町、水田湛水に取り組む2団体で協定を締結しました。具体的な取組の検討を加速化してまいります。

2点目は、半導体関連企業のさらなる集積を見据え、地下水の取水量に見合う量の涵養を義務化するなど、条例に基づく地下水涵養指針の見直しを進めております。

なお、詳細は、その他報告事項の中で御説明させていただきます。

3点目は、有機フッ素化合物のうち、PFOS、PFOAについて、全国的に問題になっておりますが、熊本市でも国の指針値を超える地下水が判明したことなども踏まえ、本議会の一般質問で知事が答弁しましたとおり、7月から熊本市以外の県内17地点で地下水及び河川水の調査を実施いたします。

熊本の地下水は、県民の生活と産業を支える未来に守り継がなければならない熊本の宝です。引き続き、その保全に全力で取り組んでまいります。

それでは、環境生活部の主要事業等について御説明申し上げます。

令和5年度組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお願いいたします。

当部は、政策審議監の下に3課、環境局長、県民生活局長の下に各4課、合わせて本庁11課及び出先機関として水俣市にあります環境センターで構成し、職員数は、本庁179名、環境センター4名、合計183名でございます。

次に、令和5年度主要事業及び新規事業の1ページをお願いいたします。

今年度の当初予算としまして、一般会計と特別会計を合わせまして、176億1,400万円余を計上しております。

主な取組について御説明いたします。

環境分野では、ゼロカーボン社会・くまもとの実現に向けて、住まいのゼロカーボン化などの家庭での取組や、事業者に省エネ設備への更新を促すなど、産業分野での取組を進

めてまいります。

さらに、県内生息域の拡大が懸念されるアライグマの防除体制拡充などの害獣対策、プラスチックごみ対策などにも取り組んでまいります。

県民生活分野では、高齢運転者の交通事故防止のための踏み間違い防止装置等の導入支援、熊本県人権月間をはじめとした人権に関する広報啓発など、県民一人一人にとって安全安心で自分らしく暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

水俣病問題につきましては、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、裁判、行政不服審査に適切に対応してまいります。

さらに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々や御家族の希望を丁寧にお伺いしながら、日常生活の支援等にも引き続き取り組んでまいります。

続いて、議案等の概要について御説明いたします。

今回提出している議案は、予算関係1件、報告2件でございます。

別冊の説明資料、令和5年度6月補正予算関係の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けている指定管理者への支援など、総額1億3,700万円余の増額補正をお願いしております。

また、繰越し関係2件を御報告させていただきます。

このほか、その他報告事項として、冒頭で申し上げました地下水涵養指針の見直しなど4件、御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○吉田孝平委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

主要事業及び新規事業の資料の2ページをお願いします。

チッソ金融支援につきましては、1に記載のとおり、汚染原因者負担の原則を堅持しながら、水俣病患者に対する補償金支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、患者県債等を発行し、チッソに資金を貸し付ける形で金融支援が行われてきました。

しかし、チッソの借入金が増え、経営的に厳しくなったため、平成12年に、現在の形である抜本的支援策が閣議了解されました。

2に、支援策の概要を記載しております。

支援策では、それまでの患者県債方式を廃止し、(1)のとおり、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済ができるよう、所要の支払い猶予等を行います。

その際には、(2)のとおり、支払い猶予相当額について、国庫補助金や100%地方交付税措置のある特別の県債で対応しますので、県の負担はございません。

3ページをお願いします。

チッソへの貸付けについては、特別会計を設けて資金管理しており、内訳は表のとおりです。

最下段に令和5年3月末現在のチッソの公的債務残高を記載しておりますが、元利合わせて2,146億円余でございます。

4ページをお願いします。

水銀フリー社会の実現に向けた取組の推進ですが、平成25年に、本県で開催された水銀に関する水俣条約外交会議において、知事が行った水銀フリー熊本宣言を踏まえ、水銀を使わない水銀フリー社会の実現に向けた取組を行うものです。今年度は、啓発動画を活用した情報発信などに取り組んでまいります。

環境政策課は以上です。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課です。

5ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進につきましては、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るための取組です。

説明欄の表を御覧ください。

左側の被害者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の特措法により救済された方々、右側の医療手帳をお持ちの方々は、平成7年の政治解決により救済された方々で、それぞれ給付内容欄に記載のとおり、医療費の自己負担分や療養手当などの給付を行っているものです。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実です。

説明欄1の情報発信事業は、県が直接実施する事業で、2の情報発信支援事業は、水俣市など水俣病発生地域の市や町が行う取組を支援するものです。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、患者の方々の日常生活や社会参加の支援に要する経費です。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、保健福祉ネットワークの運営や慰霊式など、関係の市や町が行う取組を支援するものです。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

6ページをお願いします。

当課では、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定審査業務を行っております。

説明欄の1ですが、認定申請者に対して、まず、(1)のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行います。

その後、(2)のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による認定または棄却の決定を行うこととなります。

5月末現在の申請件数、いわゆる未決定者

数は383人でございます。

次に、2ですが、これは、水俣市などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請から1年を経過した申請者などに対し、知事による決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。

5月末現在の対象者は128人でございます。

次に、3ですが、これは、熊本大学医学部と複数の医療機関をネットワークで結び、水俣病の診療に関して、より専門的な指導や助言ができるようにする事業でございます。

次のページ、2、訴訟等対応業務ですが、知事の棄却決定に対する行政不服審査や訴訟への対応を行っております。

5月末現在の状況ですが、係争中の訴訟が7件、行政不服審査が73件となっております。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

8ページの1、地球温暖化対策の推進の項目でございます。

1の県民ゼロカーボン行動促進事業では、家庭におけるCO<sub>2</sub>削減に向けて、(1)のゼロカーボン行動ブックを活用した啓発のほか、新たに、(2)の具体的な断熱リフォーム方法の検討など、住まいのゼロカーボン化の推進や、(3)のバイオディーゼル燃料の原料となる廃食油の回収強化などの実証事業に取り組みます。

3の2050くまもとゼロカーボン推進事業ですけれども、(1)で、県内企業とともにCO<sub>2</sub>削減方策を検討し、成果を中小企業へ横展開できるよう取り組みます。

(2)ですが、昨年度、事業活動計画書制度を改正し、報告事項にCO<sub>2</sub>排出設備と更新時期を加え、事業者でどの設備をいつ省エネ更新すればいいか把握できるようにしました

ので、この制度の普及により、省エネ設備等への転換の促進を図ってまいります。

また、(3)のように、初期投資ゼロモデル、具体的には、県南の振興局の駐車場に事業者がカーポート型の太陽光パネルを設置し、県は将来電気代を支払うというビジネスモデルによって再エネ設備を導入するなど、県の率先行動を行います。

また、(5)ですが、公用車のEV導入に伴う充電器の設置と今後の本格導入に伴う電気設備関係の調査に取り組みます。

下の2、地下水保全の項目です。

1の新規の半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策事業ですが、地下水を守るため、観測井戸の設置など、観測体制の強化、地下水シミュレーションなどによる保全対策の検証や涵養目標の見直しを実施しております。涵養目標の見直しについては、その他で報告させていただきます。

次に、3、熊本地域地下水保全協働推進事業です。

良質な地下水を次世代に引き継ぐため、半導体関連企業の立地を踏まえ、部長の総括説明にもありましたが、5月16日に地下水涵養の推進に関する協定を締結しました。

今後、具体的な水源湛水の推進に取り組むとともに、くまもと地下水財団に対する支援等を行います。

10ページをお願いいたします。

3の有明海・八代海の再生については、県議会の提言等に沿って、下にありますような出前講座や一斉清掃等の普及啓発、再生推進対策として、漁協や大学と連携した上流の砂を利用した実証事業、干潟への砂の提供に向けた国等との検討を進めてまいります。

4の環境教育・学習の推進です。

1の環境センター運営事業では、ゼロカーボン行動ブック等を活用し、水俣に学ぶ肥後っ子教室などで環境教育に取り組むとともに、11ページになりますが、2のくまもと環

境教育の推進で、県内の小中学校や保育園等に出向いた出前講座等を実施します。

説明は以上です。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

12ページをお願いします。

1、大気質の保全対策の推進についてでございます。

説明欄2、事業概要、(2)の大気環境監視事業でございますが、県内35か所の大気測定局にて、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染物質について、24時間自動測定による監視を行っており、大気汚染状況が悪化した場合は、関係機関、県民に対して、光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5の注意喚起を行います。

13ページ、上段、項目2のダイオキシン類対策の推進でございます。

説明欄2の事業概要、(1)ダイオキシン類環境監視事業としまして、県内を4つのブロックに分け、大気、河川、地下水等の環境調査を実施しております。

本年度は、八代、球磨・芦北地域において実施予定でございます。

次に、項目3、アスベスト対策の推進でございます。

2の事業概要、(1)の石綿健康被害救済制度相談対応等としまして、保健所を窓口として相談対応や救済給付申請の受付を行っております。受け付けた申請は、独立行政法人環境再生保全機構を通じて国で審査されます。

14ページをお願いします。

(2)の特定粉じん排出等作業監視事業についてでございますが、建物の解体等においてアスベストの飛散がないか、立入検査などを通じて監視を行っております。

次に、項目4、水質保全対策の推進でございます。

2、事業概要、(1)の公共用水域水質常時

監視事業及び(2)の地下水質監視事業でございますが、計画に基づき、公共用水域及び地下水の汚染状況を把握するための調査を継続的に実施しております。

なお、今年7月から、有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOA等についても調査を実施することとしております。

15ページ、上段の項目5、開発における環境配慮の推進でございます。

2、事業概要、(2)の環境影響評価審査費でございますが、いわゆる環境アセスメントと言われるものでございまして、その審査を行うものでございます。

下の(3)流水型ダム環境影響評価審査費ですが、川辺川で計画されている流水型ダムについて、国が実施する法と同等の環境アセスメントの審査を行うものでございます。

次に、項目6、水道事業の推進でございます。

2、事業概要、(1)の水道事業基盤強化(広域化)推進でございますが、将来にわたる水道水の安定供給のため、複数の市町村にまたがる広域連携などによる経営基盤強化の取組を市町村と連携して推進するものです。

16ページをお願いします。

新規事業となりますが、(5)水道ビジョン策定事業でございます。

現行の熊本県水道ビジョンが、本年度で目標年度を迎えることに伴い、次期水道ビジョンの策定を行うものでございます。

環境保全課は以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

17ページをお願いいたします。

項目1の自然環境の保全は、本県の優れた自然環境を次世代に引き継ぐため、保全すべき地域や希少な野生動植物を指定して、保護、保全対策を実施するものです。

説明欄2、事業概要の(1)及び(2)の事業

は、自然保護の意識向上や普及啓発のための事業、あるいは希少野生動植物の保護管理事業などを実施するものです。

(3)生物多様性普及啓発事業は、令和4年度に策定しました生物多様性くまもと戦略について、普及啓発を行うものでございます。

なお、後ほど、報告事項において本戦略の概要を説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

項目2、自然公園の保護、利用は、自然公園内での開発を制限することで保護に努め、公園を訪れる人が快適に利用できるよう、施設を整備、管理するものです。

説明欄2、事業概要、(3)自然公園等施設リニューアル事業は、自然公園内の県有施設の補修等を行うものです。

(5)国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園の施設整備や両国立公園内で市町村が実施します施設整備等に対する助成を行うこととしております。

19ページをお願いいたします。

項目3の野生鳥獣の保護、管理及び狩猟は、鳥獣保護管理法などに基づいて、農林業等の被害を軽減するために、有害鳥獣捕獲等の管理を実施するものでございます。

説明欄2の(2)鳥獣保護対策事業費は、猿などによる被害防止のため、市町村が行う有害鳥獣駆除の経費補助でございます。

(3)特定鳥獣適正管理事業は、市町村が実施します鹿の有害鳥獣捕獲に対する助成や銃猟者の捕獲技術等の向上を図るための研修を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

説明欄(5)の指定管理鳥獣捕獲等事業では、通常の捕獲が進まない奥地等を対象に、県が実施主体となり、鹿、イノシシの捕獲などを行うものでございます。

項目4、外来生物防除対策は、野生動植物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を与



えるおそれのある特定外来生物の侵入防止や駆除を実施するものでございます。

説明欄2、(1)特定外来生物防除対策事業は、特定外来生物でありますアライグマ被害対策を行う市町村への補助や捕獲等に関する研修を行うものでございます。

(2)特定外来生物スパルティナ属防除対策事業では、汽水域に生育しますアシに似た外来生物であるスパルティナ属の防除を行うものでございます。

自然保護課は以上でございます。

○鈴循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

21ページをお願いします。

1の廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進についてですが、事業概要、(1)のプラスチックごみ対策事業は、市町村や関係団体等と連携して取り組むもので、プラスチック資材の流出防止などに取り組むほか、河川から流出するプラスチックごみの実態調査や分別回収の試行等を行う市町村に対し助成するものです。

(2)のリサイクル製品等利用促進事業は、リサイクル製品の認証や周知のほか、リサイクルに関する施設整備に対し支援を行うものです。

(3)のバイオマス利活用推進事業は、使用済み天ぷら油などから作られるバイオディーゼル燃料の利活用を推進するもので、関係業界への普及啓発等を行うものです。

(4)のごみゼロ県民運動推進事業は、県民や事業者、行政が一体となって、ごみ削減に向けた周知啓発、食べ残し等の食品廃棄物の削減について啓発を行うものです。

22ページをお願いします。

2の廃棄物の適正処理の推進についてですが、事業概要、(1)の不法投棄等防止対策事業は、産業廃棄物等の不法投棄等の発生防止、早期改善のため、廃棄物監視指導員を置

き、パトロールなどを行うものです。

(2)の産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、収集運搬業の許可申請等に関して、事業者への指導、研修等を行うものです。

(3)の海岸漂着物対策推進事業は、国の補助金を活用し、市町村における海岸漂着物の回収、処理や発生抑制対策を支援するものです。

(4)のエコアくまもと環境教育推進事業は、南関町にある最終処分場エコアくまもとにおいて環境教育などを行うものです。

(5)の産業廃棄物税効果検証事業は、税効果の検証を目的とした排出量等の調査を行い、産業廃棄物税条例に基づく税制度の見直し検討のための基礎資料とするものです。

循環社会推進課は以上でございます。

○岩永くらしの安全推進課審議員 くらしの安全推進課です。

23ページをお願いいたします。

総合的な交通安全対策の推進についてでございます。

このうち、説明欄3の高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業は、高齢運転者の安全運転を支援するために、前年度に引き続き、踏み間違い防止装置やドライブレコーダーの購入、設置に対する助成を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

安全安心まちづくりの推進でございます。

説明欄2の犯罪被害者等支援推進事業のうち、(3)ワンストップ支援センター事業は、性暴力被害者の支援を行う「ゆあさいどくまもと」の運営委託、(4)犯罪被害者等見舞金は、犯罪被害を受けられた方等への経済的負担軽減のために見舞金を支給するものです。

続きまして、26ページをお願いします。

食の安全安心の確保でございます。

説明欄2の食品品質表示指導事業のうち、(4)県産アサリ産地偽装対策事業は、引き続

きまして、アサリ産地偽装の根絶を目指し、産地偽装110番での情報収集、小売店への調査や立入検査を行うものでございます。

続きまして、27ページでございます。

総合的な青少年施策の推進です。

1のグローバルジュニアドリーム事業は、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を目的に、小中高校生を台湾へ派遣し、高雄市の子供たちとの交流を行っているものです。

令和2年度以降は、事業の中止や代替事業等の実施をしておりましたが、今年度は台湾への派遣を再開し、高雄市での現地交流を行う予定にしております。

くらしの安全推進課は以上でございます。

○中山消費生活課課長補佐 消費生活課でございます。

28ページをお願いします。

消費者行政の充実強化でございます。

県消費生活センター等に寄せられた相談件数は、ここ数年約1万5,000件を超えたところで推移しており、高齢者等を狙った被害や通信販売に関する相談が増加しております。

このため、第4次消費者基本計画等に基づき、関係機関等と連携しながら、消費者被害の未然防止等の取組を進めております。

2、消費生活相談・啓発事業は、県消費生活センターにおいて、消費生活相談員による相談の実施や市町村からの相談に対する助言等を行うものです。

29ページ、上段の3、地方消費者行政推進事業は、市町村の消費者行政の体制強化の支援や県消費者行政の広域化、専門的機能の充実を図るものです。

(1)は、市町村が行う消費生活相談員の配置などに対する補助、(4)及び(5)は、県消費生活センターの機能強化を行うものです。

4、消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務や自然災害、感染症の影響による生活資金不足等の理由により、生活再

生の支援が必要な方に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、総合的な支援を行うものでございます。

5、食品ロス削減推進事業は、消費者の意識改革や発生抑制、未利用食品の有効活用促進など、食品ロス削減を推進するものでございます。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

30ページをお願いいたします。

項目1、協働の推進です。

NPO法に基づく認証、認定等の手続業務とともに、意欲的に活動するNPO法人への運営面での伴走型支援等により基盤強化を図ります。

項目2、男女共同参画の推進は、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、条例や第5次県計画に基づき、取組を進めます。

主な事業として、資料31ページですが、(7)くまもとの女性活躍促進事業は、あらゆる分野における女性の参画拡大を加速させるため、国の交付金を活用して、女性のキャリアアップや意識啓発、情報発信等の取組を行います。

女性経営参画塾や企業トップセミナーの実施、また、交流促進イベントとして、フォーラム等を行うヒゴロッカサミットを開催いたします。さらに、今年度は、熊本において様々な分野で活躍する女性を、若い女性が将来像を思い描けるよう、ロールモデルとなるユーチューブ動画を作成し、熊本のよさを県内外へ発信してまいります。

項目3の県民交流館パレアは、NPO・ボランティア協働、男女共同参画、生涯学習推進の3つのセンター機能を持つ県民の自発的、主体的活動を支援する拠点施設です。

事業概要は、パレアへの指定管理委託料、施設の維持管理等の運営経費でございます。

説明は以上です。

○早田人権同和政策課長 人権同和政策課です。

32ページをお願いします。

部落差別、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて、人権施策、啓発の推進に取り組むこととしています。

2の事業概要です。

(1)人権施策推進事業は、関係機関と連携し、また、有識者からも意見を伺い、より実効性のある人権施策を推進する事業です。

(2)人権啓発活動市町村委託事業及び(3)広報・啓発事業は、国の地方委託事業を活用した事業です。

(2)の事業は、市町村が行う講演会、研修会などの人権啓発活動を支援するものです。

(3)の事業は、12月10日の世界人権デーを最終日とする1か月間を熊本人権月間として、講演会や人権フェスティバルを開催するほか、テレビなどを活用し、広報、啓発活動に取り組むものです。

(6)の地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館の施設整備や相談事業などに対して支援するものです。

人権同和政策課は以上です。

○吉田孝平委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案等の説明に先立ち、県内の景気、雇用情勢、企業誘致の状況につきまして概略を申し上げます。

初めに、今月公表された日銀の金融経済概

観では、熊本県内の景気は緩やかに回復している、先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向等の影響を注視していく必要があるとされています。

また、4月の本県の有効求人倍率は1.37倍と、前月を若干下回っているものの、雇用・所得情勢については、改善の動きが見られているとされております。

続きまして、企業誘致の状況についてでございます。

令和4年度の立地協定の件数は61件となり、2年連続で過去最多を更新いたしました。

中でも、IT関連企業やコールセンターなど、オフィス系企業が30件と6年連続で過去最多を更新したほか、半導体関連企業及び県南への立地件数が高水準を維持しております。

また、3月に、三菱電機が菊池市にパワー半導体の新工場建設を発表され、そして、先月には、ソニーグループが合志市に土地を取得すると発表されました。

加えて、TSMCの国内での第2工場の建設地について、本県が有力候補であると経営トップからの発言もあっております。

本県としても、関係機関と連携しながら、各社をしっかりとサポートし、半導体関連をはじめとした産業のさらなる集積につながるよう取り組んでまいります。

それでは、令和5年度の当部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

資料の令和5年度組織機構図及び役付職員名簿の10ページをお願いいたします。

まず、当部の組織機構は、商工雇用創生局と産業振興局の2局体制の下、本庁6課、出先機関5機関で構成し、職員数は、合計228名となっております。

次に、資料、令和5年度主要事業及び新規事業の33ページをお願いいたします。

左下にございますとおり、令和5年度当初予算につきましては、一般会計で720億円余、特別会計で44億円余、総額で764億円余となっております。

その主な内容としましては、半導体関連をはじめとした産業のさらなる集積に向けた工業団地の整備や半導体関連人材を育成するための経費等がございます。

また、熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの創造的復興に向けた事業者支援にも引き続き取り組んでまいります。

次に、今回提案しております商工労働部の議案等の概要について御説明します。

資料の令和5年度6月補正予算関係の12ページをお願いいたします。

今回の補正では、補正額Bの欄の下段にございますとおり、一般会計で2億9,200万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容としましては、台湾との経済交流や商談会の開催等の取組を支援する経費、本県の工業団地の整備状況等を情報発信するための経費等がございます。

また、令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書ほか2件について御報告いたします。

さらに、議案以外に熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

主要事業、新規事業及び6月補正予算等の詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○吉田孝平委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

資料の令和5年度主要事業及び新規事業の34ページをお願いいたします。

項目の1、U I Jターン就職の促進は、県内企業の人材確保のため、都市部から本県へのU I Jターン就職を支援しております。

(1)の「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業では、東京、大阪、福岡及び県内に設置しておりますU I Jターン就職支援センターに相談員を配置し、U I Jターンに関心を持つ方々に対する相談対応や情報提供、県内企業と県外求職者とのマッチング支援を行うとともに、求職者が同センターのあっせんにより県内企業の採用試験やインターンシップ等に出向く際の旅費の一部助成を行います。

(2)の人材確保強化事業では、U I Jターン希望者の掘り起こしのため、大都市圏の求職者を主なターゲットとして、就職フェアや県内企業による合同就職説明会等のイベントを開催するものでございます。

次に、項目2、若者の県内就職の定着のための奨学金返還サポートです。

若者の県内就職と定着促進のため、県と県内企業が2分の1ずつを負担し、県内企業等に就職する若者の奨学金返還やUターン等を支援するものでございます。

昨年度まで企画課で実施しておりましたが、今年度から、当課において、U I Jターン就職支援と連携し、より多くの若者と参加企業がつながるよう、県内企業等に制度への参加を促し、県内外への制度のPR及び活用に努めてまいります。

最後に、35ページ、項目3、産業復興エキスポの開催です。新規事業となります。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの創造的復興が着実に進む中で、T S M Cの進出を契機とした半導体関連産業の集積等により活気づく熊本の現状、そして今後の展望を国内外に発信し、本県のさらなる発展につなげるため、来年、令和6年2月に、くまもと産業復興エキスポとして開催するものです。

商工政策課は以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

36ページを御覧ください。

項目1の令和2年7月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援につきましては、説明欄2の(1)のなりわい再建支援事業により、引き続き、施設、設備の復旧を支援してまいります。

その上で、経営再建に向けた支援として、(2)のくまもと型小規模事業者経営発展支援事業により、販路拡大や生産性向上、第二創業等の取組を支援してまいります。

項目2、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の事業継続支援につきましては、説明欄2の(1)中小企業金融総合支援事業により、事業者の運転資金や新たな投資等の資金繰りを支援するとともに、(2)の中小企業者事業再生等支援事業及び(3)の中小企業者事業再建・発展支援事業により、経営改善や事業再生、生産性向上に取り組む事業者を支援してまいります。

また、事業承継につきましては、37ページの(4)と(5)になりますけれども、事業承継や廃業者の再チャレンジを支援する(4)の熊本県リボン企業創出支援事業に加えまして、今年度より新たに、(5)事業承継マッチング応援事業を立ち上げまして、商工団体と市町村が共同で取り組むオープンネームでのマッチングイベント等の取組を支援するなど、より強力で推進してまいります。

(6)と(7)は、商店街等の人流、にぎわいの回復に向けた取組となります。

引き続き、(6)まちなかにぎわい回復支援事業において、にぎわい回復に向けたイベント等を支援するとともに、今年度より新たに、(7)商店街多様化推進事業により、商店街自らが新たな魅力を創出し、多様性のある商店街に進化させていくための取組を支援し

てまいります。

また、(8)中小企業者価格転嫁推進事業により、適切な価格転嫁を円滑に進めるための専門家派遣や理解促進に向けた広報活動を支援してまいります。

項目3、平成28年熊本地震に係る中小企業者の施設・設備復旧及び事業継続支援につきましては、説明欄2の(1)中小企業者等復旧・復興支援事業により、引き続き、施設、設備の復旧を支援するとともに、(2)のくまもと型小規模事業者経営発展支援事業により、事業再建に向けた取組を支援してまいります。

38ページをお願いいたします。

項目4、県内中小企業者等支援に係る商工団体の体制整備等の取組につきましては、説明欄2の(1)商工会商工会議所・商工会連合会補助及び(2)組織化指導費補助によりまして、商工会や商工会議所、中小企業団体中央会に対して、人件費や事業費の補助を行いますとともに、(3)商店街振興組合指導事業費補助により、商店街振興組合連合会が実施する研修事業等を支援してまいります。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料39ページをお願いします。

まず、項目1、人手不足分野への対応です。

事業目的は、若者の県内就職の促進と人手不足への対応などでございます。

事業概要の主なものとして、(1)熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業により、県内外の若者及びその保護者に対して県内企業の魅力を発信するとともに、企業説明会など若者と企業の出会いの機会を提供することによって、若者の県内就職促進に取り組まします。

続いて、項目2、多様な人材の確保、活躍

促進です。

事業目的は、多様な人材の活躍と本県産業を支える人材の確保と育成でございます。

40ページをお願いいたします。

事業概要の主なものとして、(2)くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業により、eラーニング講座など、オンラインを活用した支援体制の構築などに取り組みます。

また、(7)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業では、県立高等技術専門校敷地内において、技能振興センターの新設工事や実習棟などの工事を進めます。

続いて、41ページをお願いいたします。

(8)高等技術専門校管理運営費や技術短期大学校管理運営費等では、新規学卒者を対象とした職業訓練、それから(9)離職者訓練事業により、民間教育訓練機関を活用した離職者向けの職業訓練を行います。

次に、項目3、誰もが働きやすい職場づくりです。

事業目的は、県内企業の労働環境の向上とテレワーク等の多様な働き方の推進です。

事業概要の主なものとして、(1)熊本県ブライツ企業推進事業により、従業員が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業をブライツ企業として認定することで、労働環境や処遇の向上に取り組みます。

続いて、42ページをお願いいたします。

項目4、半導体人材の育成強化です。

事業目的は、半導体関連産業人材の育成と確保でございます。

事業概要の主なものとして、(1)技術短期大学校新学科設置事業や(2)新学科整備推進事業により、来年4月に設置します半導体技術科のための必要な準備を進めてまいります。

また、(3)熊本県半導体人材育成会議等活動事業により、産学官で構成する熊本県半導体人材育成会議での活動や、小中学生を対象に、半導体の認知度向上のための取組を行っ

てまいります。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 43ページをお願いいたします。

1番の産業成長ビジョンの推進は、令和2年12月に策定した熊本県産業成長ビジョンに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指す姿、優れた人材や技術の「X（クロス）」により、快適で豊かな県民生活を実現する熊本を目指すものとなっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

2番目の地場企業の成長支援は、ハード、ソフト両面からの支援により、県内企業の成長を後押しするものでございます。

続きまして、45ページの3番目、DXの推進は、各企業のフェーズに応じ、先端技術やデジタル機器等の導入、人材育成、技術指導などの支援を通じて、県内企業のDXの実現を図るものでございます。

おめくりいただきまして、46ページの4番目、UXプロジェクトによる新産業創出及びイノベーション支援は、新たなビジネスにつながる実証実験や交流ができる環境を提供するなど、イノベーションが持続的に生まれる好循環の形成を図るものでございます。

続きまして、47ページの5番目、新生シリコンアイランド九州の実現に向けた半導体産業振興施策の推進は、令和5年3月に策定したくまもと半導体産業推進ビジョンに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」の実現を目指すものでございます。

続きまして、6番目の令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づく取組の推進は、令和2年7月豪雨で被災した醸造食品企業における新商品の開発支援に加え、微生物資源の保全によるBCPの策定を推進することで、災害に強い醸造食品業界の実現を目指

すものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

48ページをお願いします。

当課では、3つのテーマに基づき施策を進めています。

1つ目が、熊本県総合エネルギー計画の推進です。

再生可能エネルギーの利用促進を行っており、主に5つの事業を展開しています。

まず、地域共生型再エネ導入推進事業です。

陸上風力や太陽光発電の適地誘導に向けて、市町村が再エネ促進区域を設定する際の県の基準を策定します。

陸上風力については、八代地域において、専門家や自治体による協議会と地域関係者による地域懇談会を設置しまして、ゾーニングの精査を行います。

太陽光については、市町村用ガイドラインやゾーニング図を活用して、市町村の再エネ促進区域の設定に向けて丁寧な支援を行います。

次に、RE100電力供給・利用促進事業です。

熊本空港周辺地域でのRE100産業エリア創造のため、基本構想に基づき、環境省の脱炭素先行地域に応募します。

また、県内企業の再エネ導入を促進するため、REACTION取得のためのセミナー、個別相談会、アドバイザー派遣を実施します。

次に、熊本県総合エネルギー計画推進事業です。

住宅向けの太陽光発電の普及のため、普及促進協議会において、アクションプランの進捗管理と新たにZEH促進のアクションプランを作成します。また、施設の小規模太陽光

発電施設の長期安定電源化のための調査や仕組みづくりを行います。

次に、メガソーラー等対策事業です。

再エネ事業者、立地市町村、県による協定締結を推進して、防災対策や環境保全を促進します。

49ページをお願いします。

F C V ・水素ステーション普及啓発事業です。

県庁のスマートステーションの維持管理、F C Vのイベント展示によるF C Vと水素ステーションの普及、そして九州・山口各県と連携してF Cトラックの普及を進めます。

次に、2つ目のテーマの電源施設・石油貯蔵施設立地市町村への補助です。

水力発電や石油貯蔵施設の立地市町村等へ交付金を交付します。

最後が、3つ目のテーマの採石業等の指導・育成です。

採石場への立入検査、経営者への研修を行い、採石事業者の育成や防災意識の向上を図ります。あわせて、採石業のイメージ向上も図ります。

エネルギー政策課は以上です。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料50ページをお願いいたします。

項目1、企業誘致の推進につきましては、国内外からの企業誘致及び既立地企業のフォローアップを積極的に行いまして、本県の産業振興と雇用確保に努めてまいります。

2、事業概要の(1)企業誘致事業としまして、企業訪問を通じまして、積極的な誘致活動や既立地企業のフォローアップに取り組むとともに、(2)戦略的企業誘致推進事業につきましては、企業セミナーの開催や産業展示会への参加、既立地企業と県内高校等とのネットワークづくりなどに取り組んでまいります。

続きまして、51ページをお願いいたします。

項目の2、企業の立地及び増設の促進につきましては、企業の立地や増設を促進するため、誘致企業が工場や事業所を新設または増設する際に、設備投資や雇用の実績に応じて補助を行っております。

2、事業概要、(1)企業立地促進費補助でございますけれども、セミコンダクタ、モビリティ、食品バイオなどの企業を対象とする企業立地促進一覧を載せておりますけれども、こちらのほうに38億4,531万円余を計上しております。

おめくりいただきまして、53ページ、(2)産業支援サービス業等立地促進費補助でございますけれども、こちらは、情報サービス業やコンテンツ産業などの企業を対象としまして、2億1,940万円余を計上いたしております。

おめくりいただきまして、54ページをお願いいたします。

項目の3、世界的半導体企業の進出を契機としたさらなる半導体関連産業の集積の推進でございますが、こちらにつきましては、大手半導体関連企業のサプライヤー調査、セミナー開催等を複合的に実施しまして、本県の強みでもあります半導体関連産業のさらなる集積を図ることとしております。

事業概要につきましては、(2)国内向けの展示会、セミコンジャパン等への展示会の出展を行いますとともに、(3)昨年度も実施しておりますセミコン台湾等への出展にも取り組んでまいります。

また、(4)台湾企業誘致フォローアップ事業につきましては、台湾企業の企業情報等を押さえるための活動に資するための情報を得ることとしております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

項目の4、企業誘致の受皿確保のための市

町村支援でございますけれども、企業誘致の受皿を確保するため、市町村が行う事業概要、(1)市町村施設整備促進事業、これは、サテライトオフィスの整備につきましても補助を行うとともに、(2)市町村工業団地整備促進事業につきましては、市町村が整備をされる工業団地の整備等に対する補助を行っております。

下段、項目の5、ポートセールスの推進でございます。

こちらにつきましては、国際コンテナ貨物取扱量の増加及び熊本港、八代港の新規航路開設や増便などの利便性向上を図りますため、荷主企業や船会社へのポートセールスに取り組むこととしております。

事業概要の(1)戦略的ポートセールス推進事業につきましては、船会社に対する助成等を行いますとともに、(2)国際コンテナ利用拡大助成事業につきましては、熊本港、八代港、両港を利用される荷主企業に対する助成を行うこととしております。

おめくりいただきまして、56ページをお願いいたします。

項目の6、県外IT企業・コンテンツ関連企業等とのネットワークの構築でございますけれども、こちらは、IT業界に関しまして、民間のノウハウを活用して県内企業と県外企業とのネットワークを構築することで、企業が企業を呼び込むサイクルを形成することにより企業集積を促進することとしておりまして、そこに対する支援を行うこととしております。

下段、項目の7、企業誘致のための環境整備でございますけれども、こちら、企業の操業に必要な環境を整備するため、菊陽町内での公共下水施設の整備に関しまして、菊陽町からの受託工事に関する経費を計上しております。

57ページをお願いいたします。

項目の8、企業誘致の受皿となる工業団地



の整備でございますけれども、製造業等の企業誘致の受皿を確保するため、県営の工業団地の整備を行うこととしております。新規の工業団地、今のところ2か所で整備を予定しております。24億9,600万円余を計上しております。

企業立地課は以上でございます。

○吉田孝平委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部でございます。

観光戦略部関係の議案等の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

観光庁の宿泊旅行統計調査における最近の速報値によりますと、本県の今年3月の延べ宿泊者数は2019年比で111.1%となり、2か月連続でコロナ前を上回りました。このうち、インバウンドについても、2019年比で65.9%にまで回復してきております。

その後も、4月28日には水際対策が終了し、5月8日からは新型コロナの感染法上の位置づけが変更され、国内外からの人の流れは活発化してきている状況です。

また、今年は、来月、県で整備を進めてきました熊本地震震災ミュージアムの中核拠点「K I O K U」がオープンし、南阿蘇鉄道が全線運転を再開します。さらには、ラグビー日本代表国際試合、ツール・ド・九州、国際バドミントン大会など、国際スポーツ大会が開催されます。加えて、9月からは台湾からの直行便就航が決定しています。

こうしたチャンスを最大限に生かしながら、熊本観光の再生に向け、積極的に施策を展開してまいります。

それでは、令和5年度の観光戦略部の組織

機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

資料、令和5年度組織機構図及び役付職員名簿の17ページをお願いいたします。

観光戦略部は、記載のとおり4課で構成されまして、職員数は77名となっております。

次に、資料、令和5年度主要事業及び新規事業の58ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算につきましては、一般会計で総額27億9,500万円余となっております。

主な内容としましては、熊本地震、豪雨災害からの創造的復興、新型コロナへの対応、地方創生の取組等を柱にしまして、国内外からの観光誘客、国際交流の推進、国際スポーツ大会の開催、県産品の販路拡大等に取り組む経費でございます。

次に、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

資料、令和5年度6月補正予算の24ページをお願いいたします。

令和5年度6月補正では、補正額(B)の欄の下段でございますように、一般会計で10億8,300万円余の増額をお願いしております。

主な内容としては、国のコロナ臨時交付金を活用した台湾をはじめ国内外からの誘客強化や周遊促進等に取り組む経費でございます。

加えて、繰越明許費についても御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○吉田孝平委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○樺本観光国際政策課長 観光国際政策課で

ございます。

令和5年度主要事業及び新規事業、資料の59ページをお願いいたします。

1、マンガ・アニメの活用による誘客促進及び地方創生については、『ONE PIECE』をはじめとするマンガ、アニメ等コンテンツを活用した本県への誘客促進や被災地復興支援を目指す取組です。

(1)『ONE PIECE』連携復興応援事業では、10体の麦わらの一味像を起点とした誘客・周遊促進のためのプロモーションを行うことで、訪問者の増加等を図り、熊本地震の記憶の継承及び被災地の復興支援につなげてまいります。

60ページをお願いいたします。

4、国際交流等の推進につきましては、(2)令和5年度友好提携周年記念事業をお願いいたします。

今年、韓国・忠清南道と友好提携40周年を迎えました。先月、忠清南道の訪問団受入れ記念式典を行いました。今年度県から訪問団を派遣し、スポーツ交流などの記念行事を行う予定です。また、同じく友好提携40周年を迎えた中国・広西壮族自治区との相互訪問を実施し、交流を促進いたします。

その下、(3)ですが、若者のアウトバウンドを推進するために、パスポート新規取得助成や海外への修学旅行に対する助成事業を実施します。これについては、後に御説明いたします補正予算案において拡充案を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

61ページをお願いいたします。

5、多文化共生社会の推進については、(2)地域日本語教育推進事業において、生活に密着した日本語を学ぶ交流型の地域日本語教室を開設する市町村の支援を行います。また、新たに在住外国人の方に生活に困らないレベルの日本語能力を身につけていただくため、初級日本語教室をオンラインで開催いたします。

62ページをお願いいたします。

(5)駐在外国人等国際交流・多文化共生推進事業については、海外企業の本県進出に伴い、増加が見込まれる駐在外国人等の円滑な受入れを促進する交流イベントを実施するとともに、民間団体が行う多文化共生のための取組への支援を行います。

下段の6、熊本地震震災ミュージアムの実現に向けた取組については、体験展示施設「K I O K U」の7月15日オープンに向け、最終段階の準備を進めているところです。熊本地震の記憶や経験、教訓などを後世に伝承できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

観光国際政策課は以上です。

○川寄観光企画課長 観光企画課です。

63ページをお願いいたします。

項目1のスマートツーリズムの推進は、新型コロナウイルスの影響により、観光客の生活様式や消費者ニーズの変化に対応するため、新しい観光スタイルの実現に向けて、観光M a a Sやデジタルマーケティングなど、デジタル技術を活用し、観光客のニーズに対応した情報提供や観光サービスを提供するスマートツーリズムを推進するための事業になります。

事業概要、(1)ですが、観光における二次交通の課題克服、例えば交通拠点となる阿蘇くまもと空港や主要駅から観光地までの交通移動手段の確保、あるいは周遊促進による観光消費の増加に向け、関係市町村と連携し、観光M a a Sの検討、実証を行うものでございます。

(2)は、(1)と連携した事業になりますが、観光M a a Sの構築と併せて、観光地の周遊促進を図るため、観光事業者が取り組むハード整備や体験プログラム造成に要する経費を補助することにより、面的な観光地域づくりを進め、滞在性域内消費額を向上させる取組

を行うものでございます。

(3)は、SNSなどのデジタル媒体を活用し、旅行者の趣向に合わせた情報発信やマーケティングデータの収集分析により、効果測定などを行い、観光客の誘客促進や観光施策の立案につなげてまいります。

項目2、豪雨被災地の観光復興支援は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた人吉・球磨、水俣・芦北、八代市坂本地域の観光復興に向けて、被災地の合意形成を図りながら、県が主体となって、復旧状況に応じたプロモーション、あるいは新たな商品開発など、地域に寄り添った支援を行うものでございます。

64ページをお願いします。

項目3、観光産業の基幹産業化の推進は、県内各地域の地域資源を活用した持続可能な観光地域に取り組むことにより、雇用、経済の活性化にとって重要な基幹産業として観光産業の存在感が高まることを推進する事業になります。

(1)の事業では、新型コロナウイルスや令和2年7月豪雨被害などにより、活力が低下している温泉地の面的な再生を図るため、モデル地域を1か所選定し、ブランディングの専門家とともに伴走支援を行い、温泉街の再生基本構想の作成支援を行ってまいります。

(2)の事業は、物価高騰に直面する宿泊事業者が行う省エネ、省力化につながる設備やシステムの導入を支援することにより、受入れ環境の整備に取り組んでまいります。

項目4、国際スポーツ大会開催によるスポーツツーリズムの推進は、2019年の大規模国際スポーツ大会のレガシーを引き継ぎ、交流人口の拡大や地域活性化を図るため、事業概要に記載しております国際バドミントン大会、それから国際サイクルレース、ツール・ド・九州2023、それとラグビー日本代表の国際試合に取り組んでまいります。

観光企画課は以上でございます。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

資料の65ページをお願いいたします。

1、国内からの誘客の推進については、新型コロナウイルス及び令和2年7月豪雨の影響により落ち込んだ観光産業の復活を図るため、旅行需要の喚起策等を切れ目なく実施するものです。

(1)くまもと再発見の旅追加分は、県内の宿泊及び日帰り旅行の助成や地域限定クーポン券の配布を行うものです。

昨年10月から実施しております全国旅行支援については、期間を延長し、6月30日まで実施する予定としております。

なお、先日観光庁から連絡があり、個人旅行については、需要が回復している一方で、団体旅行については、いまだ回復が十分ではないため、現在設定している期間以降も予算の残額がある場合は、その終期を延長するよう依頼がっております。これを受け、旅行会社が造成する団体旅行について、予算の執行状況等を鑑みた上で、今後期間の延長を検討することとしております。

(2)旅するくまモンパスポート事業は、新型コロナの影響で落ち込んだ観光産業の回復を図るため、本県を訪れた旅行者などがお得に県内を周遊できるよう、LINEを活用したデジタルクーポンを付与し、県内周遊を促進するものです。

現在、県民を対象に、登録店舗が提供するクーポンを利用するたびに登録店舗で利用できるポイントを付与するキャンペーンを実施しております。

(3)豪雨被災地域観光復興応援事業は、豪雨被災地域の活性化を図ることを目的に、球磨川流域及び津奈木町への宿泊旅行のほか、交通つきまたは着地型体験つきの旅行商品の助成等を実施し、被災地域の観光復興の後押しを図るものです。

(4)教育旅行誘致推進事業では、熊本地震前の水準まで回復した教育旅行による宿泊事業の確保、創出を図るため、宿泊費またはバス費用の助成等を行うとともに、SDGsをはじめとしたニーズの高い教育旅行プログラムを強化し、本県への教育旅行の魅力向上を図ります。

(5)新たな旅のスタイル促進事業は、ポストコロナにおける新たな旅のスタイルに対応したワーケーションを推進することで、旅行需要を創出し、交流・関係人口の拡大を図るものです。

66ページをお願いいたします。

海外からの誘客の推進については、インバウンドの本格再開を踏まえ、インバウンド需要の早期回復や安定的な需要の維持、拡大を図るため、本県への旅行商品の造成等を促進するものです。

(1)インバウンド誘致推進事業は、インバウンドの誘致推進のため、観光セミナーや商談会の開催、現地旅行会社の招請、SNSを活用した情報発信等を行うものです。

(2)台湾インバウンド誘客強化事業は、台湾からのインバウンド誘客を強化するため、県内宿泊を伴う旅行商品の造成、販売支援や観光レップの配置、教育旅行を受け入れるための相談窓口の設置を行うものです。

(3)インバウンド地域戦略策定事業は、県内各地のインバウンドニーズを調査するとともに、インバウンド市場の動向を踏まえた専門家による分析を行い、本県独自のインバウンド戦略を策定するものです。

次に、3、クルーズ船誘致・受入れの推進については、本県へのクルーズ船の寄港を増やすためのポートセールスや、寄港の効果を県内各地に波及させるため、寄港地ツアーの造成支援等に取り組むものです。

(1)クルーズ船誘致促進事業は、クルーズ船の寄港数の増加を目指し、船会社のキーパーソンの招請や商談会への参加、さらには港

から県内観光地までの寄港地ツアーバスの高速道路の利用料金等の助成等を行うものです。

(2)クルーズ船受入体制強化事業は、クルーズ船が寄港した際のツアーバスの円滑な運用や県内観光事業者との調整を行うとともに、クルーズ客の満足度の向上のため、おもてなしを行う地元協議会に対して支援を実施するものです。

観光振興課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

67ページをお願いします。

1の農林水産物等輸出の推進です。

県産農林水産物等の輸出拡大を図るため、輸出環境の整備や商談機会の創出、商品等の競争力強化及び現地でのプロモーション等に戦略的、継続的に取り組むものです。

まず、(1)農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出の専門家による事業者に対する伴走型支援や輸出に取り組む事業者への補助など、県内事業者の掘り起こしから輸出に至るまでを総合的に支援します。

(2)海外輸出拡大対策事業は、現地ニーズを把握するための海外バイヤー等の招聘を行うとともに、海外でのプロモーション等の実施により輸出の推進を図る事業です。

(3)GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業は、国の事業を活用し、農業団体等と一体となった推進体制の構築と生産方法の転換や物流改善などにより、輸出産地モデルの形成に取り組みます。

続きまして、項目2の県産品の認知度向上及び販路拡大です。

県産品の販路拡大のため、物産振興団体等の催事や商品開発等の支援を通して、ポストコロナを見据えた県産品の認知度向上や販路拡大を図ってまいります。

まず、(2)eコマースの強化による雇用創

出事業は、ECサイトやSNSを活用した県産品情報の発信の強化と事業者のIT化支援を行う専門スタッフを配置するものです。

次に、68ページをお願いします。

(5) 首都圏等県産品販路拡大事業は、商談会や首都圏における百貨店等でのフェア開催、首都圏アンテナショップを軸とした県産品の販路拡大のための取組を行うものです。

(6) くまもと県産品消費喚起緊急支援事業は、ポストコロナを見据えて、県産品の消費拡大を図るため、県物産振興協会が行うSNSを活用した熊本フェアや酒造団体が行う県産酒キャンペーン等を支援するものです。

(8) 伝統工芸館施設改修事業は、令和6年度に予定している伝統工芸館の改修工事の設計業務を行うものです。

(9) 産業展示場施設改修事業は、グランメッセ熊本の駐車場の舗装の補修工事を行うものです。

下の69ページ、球磨焼酎のトップブランド化の推進の球磨焼酎リブランディング事業ですが、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づく球磨焼酎のトップ・オブ・ザ・ワールド戦略の実現のため、球磨焼酎の魅力発掘や知名度向上のための情報発信、百貨店などと連携したフェアの開催など、総合的に事業を展開します。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○吉田孝平委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、竹田企業局長。

○竹田企業局長 企業局でございます。

まず、企業局の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、令和5年度組織機構図及び役付職員名簿の22ページを御覧ください。

企業局は、本庁に総務経営課と工務課の2

課、出先機関として発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所の2か所があり、職員数は本庁と出先機関を合わせて57名の体制となっています。

23ページ、24ページは、企業局の役付職員名簿及び事務分掌でございます。

次に、企業局が所管する事業の概要について御説明いたします。

資料、令和5年度主要事業及び新規事業の70ページを御覧ください。

この令和5年度当初予算総括表の一番左の列に記載のとおり、現在、地方公営企業として、電気事業、工業用水道事業、そして有料駐車場事業の3つの事業を行っています。

電気事業では、7つの水力発電所を運営しています。このうち、規模の大きな4つの発電所で平成26年度から進めてきたリニューアル事業が昨年度完了いたしました。国の再生可能エネルギー固定価格買取制度の活用を通じ、売電収入の安定確保に努めてまいります。

次に、工業用水道事業では、有明、八代、そして苓北の3つの工業用水道を運営しています。このうち、有明及び八代工業用水道については、多くの未利用水や多額のダム関連経費の負担から経営が厳しい状況にあります。

そのため、施設の運営権を民間事業者に設定するコンセッション方式を令和3年度から導入するなど、経費節減に努めています。

引き続き、運営事業者と連携し、工業用水の安定供給や需要拡大に取り組んでまいります。

また、TSMC進出を契機に、今後、半導体関連企業のさらなる立地が想定されるため、地下水の保全及び有明工業用水道の収益確保を目的に、今年度、有明工業用水道の未利用水を活用した新規給水可能性調査を実施いたします。

3つ目の有料駐車場事業では、熊本市中央

区安政町と新屋敷において有料駐車場を運営しています。アフターコロナで熊本市中心部の人も回復傾向にあります。

引き続き、指定管理者と連携し、適切な維持管理と安定経営を通じて、町なかのにぎわいづくりや交通混雑の緩和に貢献してまいります。

なお、昨年度に引き続き、県政貢献策として、電気事業と有料駐車場事業から、合わせて5億5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしています。

以上が事業の概要でございます。

また、今回は、地方公営企業法の規定に基づき、令和4年度の電気事業及び工業用水道事業における建設改良費の繰越し及び事故繰越について報告させていただきます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○馬場総務経営課長 総務経営課でございます。

資料、令和5年度主要事業及び新規事業、70ページの令和5年度当初予算総括表をお願いいたします。

企業局では、企業会計に基づき、電気、工業用水道及び有料駐車場の各事業ごとに、損益計算書に当たる収益的収支と貸借対照表に当たる資本的収支に分けて予算を計上しております。

表、最下段の合計欄でございますが、3事業合わせました収入総額は、前年度比3億9,000万円余減の62億6,800万円余、支出総額は、前年度比18億3,200万円余減の65億1,900万円余となっております。

なお、説明資料71ページの表は、工業用水道事業会計について、有明、八代及び苓北の

3工業用水ごとに取りまとめたものでございます。

72ページをお願いいたします。

まず、1、「経営戦略」に基づく取組の推進でございます。

事業運営の基本となる企業局経営戦略2020に基づき、資料中段以降の(1)から(3)に記載の事業に取り組んでおります。

なお、資料上段の本文の最下段にありますとおり、年次計画であるアクションプランにつきましては、今年度中の改定を予定しております。

次に、各事業の経営状況等について御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

1つ目は、電気事業でございます。

水力発電所の状況は、1の表のとおりでございます。

2、経営状況等でございます。

(1)記載のとおり、リニューアル工事を完了しました市房及び緑川発電所の固定価格買取制度への移行に伴い、売電価格がリニューアル前の約2.5倍となり、年間10数億円程度の黒字が見込まれます。

また、(3)記載のとおり、再生可能エネルギーを活用した新規事業として、小水力発電所の開発可能性調査を進めております。

(4)及び(5)につきましては、電気事業の利益を活用しました県及び所在市町村に対する貢献策でございます。県一般会計への繰り出しとして5億円を計上しております。

(6)でございますが、八代市坂本町の荒瀬ダム関連施設跡地3か所につきまして、市の復興事業用地として、令和5年度に1か所、令和7年度に2か所を無償譲渡する予定でございます。

74ページをお願いいたします。

工業用水道事業でございます。

各工業用水の状況は、1の表のとおりでございます。

2、経営状況等でございます。

(1)記載のとおり、有明、八代の両工業用水道につきましては、コンセッション方式の導入など、経費節減に努めておりますものの、多くの未利用水や、特に有明工業用水道では、多額の竜門ダム関連経費の負担から経営が厳しい状況でございます。

引き続き、需要拡大に取り組んでまいりますとともに、有明工業用水につきましては、半導体関連企業への工業用水供給に向けた取組を進める予定としております。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

なお、八代工業用水道につきましては、今年度中に操業開始予定の木質バイオマス発電施設に日量約3,500立米を給水する見込みでございます。

75ページをお願いいたします。

有料駐車場事業でございます。

有料駐車場の状況は、1の表のとおりでございます。

2、経営状況等でございます。

(1)記載のとおり、3施設一括で利用料金制の指定管理者制度を導入しております。

(2)の利用台数につきましては、コロナ禍前の約20万台に対し、令和2年度からは約15万台で推移のところ、昨年度約18万台まで回復いたしました。

引き続き指定管理者と連携し、民間のノウハウを生かした利用者サービスの向上を図ってまいります。

なお、(3)の県政貢献といたしまして、先ほど御説明しました電気事業からの約5億円に加えまして、有料駐車場事業から5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしております。

76ページをお願いいたします。

半導体関連企業への工業用水供給に係る新規給水可能性調査でございます。

今後の半導体関連企業の集積に伴い、大量の地下水くみ上げによる地下水の低下等が懸

念されております。

そこで、有明工業用水の未利用水を活用した半導体関連企業への給水を検討しており、その一環として、新規給水可能性調査を進めております。

2に記載のとおり、事業費は約5,200万円、調査内容としましては、3に記載のとおり、農業用パイプラインを活用した送水可能量や浄水場などの概算工事費、事業採算性等を検討することとしております。

企業局は以上でございます。

○吉田孝平委員長 次に、労働委員会事務局長から、資料に従い説明をお願いします。

○吉野労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

令和5年度組織機構図及び役付職員名簿資料の25ページをお願いいたします。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された労使紛争を解決するための行政委員会です。不当労働行為の救済申立てに対する審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等を行っております。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されております。また、事務局職員は9名です。

次に、当初予算及び主要事業を御説明いたします。

令和5年度主要事業及び新規事業、資料の77ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、総額1億1,100万円余で、主な内容といたしましては、委員会費として委員報酬を、事務局費として職員給与費や局の運営費を計上しております。

78ページをお願いいたします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つございます。

まず、1、不当労働行為事件の審査です。

これは、使用者が資料に記載しておりますような労働組合活動を阻害する行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの申立てを受けて審査を行い、必要に応じて救済命令あるいは和解等により解決を図るものです。

次に、2、労働争議の調整です。

これは、労働組合と使用者との間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんなどを行い、解決を図るものです。

最後に、3、個別労働関係紛争のあっせんです。

労働者個人と使用者との紛争が当事者同士で解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんを行うものです。

労働委員会事務局は以上です。

なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩田智子委員 環境保全、部長も当初説明があったんですけども、新たなPFOS、PFOAの有機フッ素化合物の検査ということで、県内17か所でやるということですが、県民の皆さんも、その有機フッ素化合物というのがどういうものなのかとかも全然御存じないだろうし、その17か所のこれまで検査していたところでは、そういうものを検査していなかったのかどうかとか、その17か所がどういうところなのかというようなところでもっと御説明をしていただけますか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

17か所のうち、河川が5地点、地下水が12地点で実施することとしております。地下水のほうは11市町、河川のほうが5市町で実施ということでございます。

あと、これまでの本県での調査状況ですけども、国のほうで県内の河川の調査を令和2年度まで実施しておりまして、国の調査の結果では、本県で指針値として50ナノグラム・パー・リッターというのがありますけれども、それを超過した事例はございません。

あと、県内の水道事業者のほうで、本県の依頼により水銀の調査というのをしておりますが、これも、実施された結果では、その50を超過した事例はないというところでございます。

ただ、知事の一般質問での答弁でもありましたとおり、ほかの県での高濃度事例が確認されていること、あと熊本市のほうでも確認されたというのを受けて、改めて調査をするという状況でございます。

あと、PFOS、PFOA、有機フッ素化合物がどのようなものなのかということについては、国のほうで国民向けの啓発の資料というのを今準備しているところでございますので、そういった情報を受けて、県のほうでも積極的に情報発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○岩田智子委員 とてもやっぱり皆さん地下水のことを心配されてて、涵養とまた別に、その水質というところで、いろんな声をいただいています。アメリカなんかでもすごい問題になっていて、その基準が日本の基準よりも随分厳しくなっているというような話も聞いていますし、これから国からも国民向けの資料が出るという話ですので、そういうものができたらすぐ知らせていただいて、県民へ



の啓発みたいなのもしっかり行っていただきたいと思っています。

それともう1つ、その有機フッ素っていうのは、一般質問の中でも出ましたけれども、すごい種類がいっぱいあるというふうに言われていて、今回検査するのは、この2種類ということによろしいんでしょうか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

知事の一般答弁でもお答えしましたとおり、この2種類に加えて、ペルフルオロヘキサンスルホン酸という化合物についても実施します。これは、PFOS、PFOAというのは、既に国内において、製造、輸入が禁止されておりましてけれども、今言ったペルフルオロヘキサンスルホン酸に関しても、国際的な条約で、国際的に製造、輸入を禁止される方向で既にもう決まっている物質でございますので、国内においても、この措置が近々なされるということで、それを見越して、この物質についても調査をするということにしておりますので、PFOS、PFOAに加えて、この3物質について調査をするということにしております。

○小原環境生活部長 補足で。

今の件ですけれども、実は、WHO、世界保健機構でも、先ほどアメリカの例をおっしゃいましたけれども、世界的なところで、今現在どういう基準にするかというのを検討されておりますし、あと、環境省を中心に、国のほうでも、今後の健康被害等どういうふうにあるのか踏まえて、基準値となるのか、そういうのを今検討してますので、その辺でまたさっきおっしゃったたくさん種類ございますけれども、危険性のあるやつが新たに出れば、その分も追加して調査していくということで考えています。

○岩田智子委員 ありがとうございます。それが体内に入った場合にどういう状況になるのかというのとか、どうしたらそれを防げるのかとか、そういう私たちの暮らしの中で防げるようなことがあれば、それも併せて、その啓発みたいなのをしていただきたいなと思っています。

何か半導体の企業がいっぱい来て、半導体にもすごく使われるということもあって、やっぱり心配の種にもなっているので、どうぞこれからよろしく願いいたします。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 34ページの商工政策課。

2番の若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポートなんですけど、すみません、このサポート事業、今参加企業は何社ぐらい県内あってるんですか。

○池永商工政策課長 池田委員が御指摘していただいている県内企業の登録者数ですけども、登録企業が年度によってばらつきはございますけれども、おおむね100社前後の企業が登録されております。建設業とか、医療・福祉関係の企業が多くございまして、引き続き企業の登録を進めているところでございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

これは、企画から今回から商工政策課に移ったということでした。やはり奨学金を借りざるを得ない学生さんたちたくさんいらっしゃるということで、その返還も非常に困難になっているというような話も聞きますし、あと、これは参加企業と県で奨学金の返還を免除できるということで、できた当初から非常に県民の中でも期待が高かった事業

でありますので、ぜひ参加企業が増えるようにして、県内に若者がU I Jターンできるような環境をぜひつくっていただく施策として推進していただきたいと思っております。

以上です。

○池永商工政策課長 御指摘ありがとうございます。

今後も参加企業を増やしていくとともに、これを活用する学生の方にもPR、周知を図っていききたいと思っております。

○池田和貴委員 よろしくお願ひします。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 64ページですね。

先ほど原山部長の総括説明の中でも、今年は3つの国際スポーツ大会が開催されるという話がありました。7月15日がラグビーですね。あと、バドミントンもそうなんですが、ツール・ド・九州ですね。これがまだまだ知られてないというか、何かそんな気がするんですね。

自転車ロードレースというのは、ヨーロッパでは非常に人気の高いスポーツで、この熊本の今回のコース、阿蘇のコースというのは、やっぱりそういった方々にも非常にいいコースに映るんじゃないかなと思うんですね。ヨーロッパのような町並みはないにしても、この阿蘇の大自然を走っていくと。阿蘇のこのコースを自分たちも走ってみたいなと、そういう方々も出てくると思うんですね。

そうしたときに、そんなに多くはないかもしれないけれども、ヨーロッパのほうから、このコースを走ってみたいとか、そう思われる方も出てくるかもしれないですし、あと、この自転車ロードレースの面白さというのが伝われば、国内のこの自転車愛好家の方

々も、この阿蘇のコースを走ってみたいと思われる方も出てくるかもしれないので、もう少しこのアピールというか、PRというか、何かこの辺が足りてないような気がするんですね。

あと、やっぱりマスコミのほうでもまだまだ取り上げられ方が十分ではないと思いますので、今後これをどういう展開を図っていくのかということをちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

ツール・ド・九州の周知というか機運醸成の件ですが、今、ツール・ド・九州は、事務局が福岡県、それから九州経済連合会、それと大分県、熊本県で事務局をつくっております。

今、確かに委員御指摘のとおり、初めての大会ということもありまして、その機運醸成に非常に苦労しているところでございます。

先週、ポスターの作成などが出来上がっておりまして、今各県、私たちも含めてですけども、関連自治体とか企業さんへのポスターの配布などを行っております。それと併せて、熊本県のほうでも、県内で機運醸成ということで、先週業務委託を実施したところでございます。

委員御指摘のとおり、少し遅れているんじゃないかというような話も、私も地元の経済界からも少しお声を頂いておりますので、先週業務委託しました委託業者とともに、もう少し県民の方々、あるいは機運醸成をしっかり努めていきたいと考えております。

以上です。

○内野幸喜委員 10月ですね、これが開催が。今回この成功裏に終わったら、来年以降、これは九経連が積極的に進めてたわけですから、来年以降また開催の可能性もあるの

で、ぜひ、このツール・ド・九州2023ですか、成功するように、一丸となって取り組んでいただきたいというふうに思います。

それともう一点いいですか。同じ観光企画課なんですけれども、新規事業で熊本の温泉街リブランディング事業って、これは具体的にどこの温泉街なんですか。ちょっと教えていただければ。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

今年度に入りまして、対象地域の公募を実施しております。その結果、阿蘇地域と菊池地域から2か所御提案がございました。審査会を開きまして、菊池の温泉街ということで、今回は1か所菊池の温泉街を伴走しながら、しっかり再生に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○内野幸喜委員 県内は、たくさんの温泉地、温泉街というのがありますので、このリブランディング事業の結果で、ほかの温泉地の再生というか、旅行客が増えるような取組にぜひこれをつなげて行ってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○池田和貴委員 すみません、内野委員に関連して。

さっきのツール・ド・九州の件に関連してなんですけれども、観光国際政策課に、漫画、アニメを活用する誘客促進及び地方創生というのがあるんですが、ツール・ド・九州は自転車なんですけれども、漫画でいうと「弱虫ペダル」という漫画あるんですよ。この「弱虫ペダル」の漫画の中で描かれたところの中で、一番行ってみたいところの中に上天草市のやつがランクされているというような話も聞いてます。

ですから、ツール・ド・九州のプロモーション

、これは絶対大事なんですけれども、それに併せて、各課でいろんな意味で連携しながら、そういうものを捉えてやっていくというような発想も持ちながら、ぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

これは、一応要望でございますので、調べた上でまたぜひ頑張っていただきたいと思ひます。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 今、TSMCの進出によって、関連産業の進出によって進出協定とか結ばれているわけなんですけれども、それはそれとしていいんですが、県内の地場企業とTSMCの要はそのマッチングというのが、これはあっているのか、あっていないのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○辻井産業支援課長 産業支援課です。

産業支援課では、地場企業の振興というところで支援を様々させていただいておりますが、今この瞬間、TSMC及びJASM様と地場企業をつなげる活動というのは行われていないところでございます。

工場の稼働もまだ先ということもありまして、これから具体的なプロセスだとか、どういったものをつくるだとか、どういった原料が必要だとか、そういったところも見えてくるかと思ひますので、そういったときに、県庁だったり、産業技術センターだったり、産業支援財団だったり、そういったところが間に入って地場企業とJASM様の取引を進めるようなことができればいいかなということも考えております。

過去にも、大きな半導体企業が熊本にお越しいただいた際には、そういった地場企業とのマッチングというような機会も幾度か行われておりますので、県庁としては、そういつ

たことを期待しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○吉永和世委員 中小企業振興条例もありますし、やはり地場企業の振興というのは非常に大事でありますので、その地元にあるのに関連産業が進出で来ましたなんていうのは非常にちょっと問題かなというのがありますので、そこら辺のやはりマッチングというのはしっかりとやっていかないと、TSMCが進出したただけですごく熊本県いいよなんていうことじゃなくて、やっぱり地場企業もしっかりと育てていくような形で考えていかないといけないのかなってちょっと思っていますので、ぜひ、今答弁されました内容をしっかり精査して、地元はどういった企業があって、その企業がどう対応できるのかというのをしっかりとやっぱり精査して行ってほしいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。

今委員御指摘の地場の調達というお話がございましたけれども、今工場建設が進んでおりますJASMIにつきましても、社長のほうから、これは新聞等のインタビュー記事等がございますけれども、将来的には国内の調達を50%程度確保していきたいという御発言もあっておりますので、そういったところを含めて、国内調達ですので、地場だけではない部分がございますけれども、地場を中心に国内の調達につながる形でつなげていくというのにつきましては、我々としてもしっかり支援していく必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 よろしく申し上げます。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課です。

令和5年度6月補正予算関係説明資料の2ページをお願いいたします。

公害保健費で増額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、物価高騰の影響を受ける水俣病関係事業所への支援に要する経費でございます。

水俣病保健課は以上です。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

3ページをお願いします。

公害保健費の増額補正をお願いします。

説明欄の公害健康被害認定審査会ですが、感染症対策として、審査会において委員の間隔を取りながらマイクの共有を減らすよう、マイク等の備品を追加するための経費でございます。本事業は、コロナ臨時交付金を活用することとしております。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

4ページをお願いします。

4,300万円余の補正をお願いしておりますが、財源は全額国庫支出金でございます。

内容につきましては、主要事業で説明させ

ていただきましたとおり、初期投資ゼロモデルで事業者がカーポート等の太陽光パネルの整備をしますけれども、その国庫補助金について、国から直接事業者に支出される3分の1の補助金を見込んでおりましたが、今回国から採択されましたのが、国から県を経由して事業者に支給する2分の1の補助金でございましたので、県を経由するため、今回補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、5ページの繰越明許でござい

ます。上段は、環境センターの受変電設備の更新ですけれども、資材の調達が遅れたため、繰り越したものです。既に工事は完了しております。

下は、球磨川流域で一定の住宅リフォームを支援する事業でございます。3月までに完了しない補助対象工事がありましたため、繰り越したものです。対象は、個人の住宅工事ですので、年度内に完了すると見込んでおります。

説明は以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でござい

ます。6ページをお願いいたします。

上段の自然保護費でございしますが、右側説明の欄、自然環境保全対策事業費ですが、法の改正に伴いまして、このスパルティナ属の防除につきまして、事業主体がこれまでの協議会から県に限られるため、県が国の補助を受け入れて防除を行うものとしております。

次に、下段の観光費でござい

ます。右側説明の欄、観光施設整備事業費につきまして、昨今の光熱費高騰に伴い、天草ビジターセンターの指定管理者に対して運営支援を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算書です。

自然公園観光施設等維持補修費ほか3事業

において繰り越しております。

繰越しの理由ですが、施設改修に係る整備内容の検討、設計等に不測の日数を要したことや、令和5年2月補正で計上した事業もあり、十分な事業期間を確保できなかったため、繰り越したものでございます。いずれの事業も年度内完了を予定しております。

8ページをお願いいたします。

事故繰越の繰越計算書です。

国立公園満喫プロジェクト推進事業費ですが、中岳中央火口園地ほか2か所におきまして事故繰越となっております。

繰越しの理由ですが、令和5年1月の阿蘇山火口周辺の立入規制により、計画の変更が必要となり、不測の日数を要したためでございます。いずれも年度内完了見込みでございます。

自然保護課は以上でござい

ます。○岩永くらしの安全推進課審議員 くらしの安全推進課です。

資料の9ページをお願いいたします。

繰越明許費の繰越計算でござい

ます。高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業に係る繰越してござい

ます。これは、感染症の影響等により、半導体の不足などから機器の調達等に遅れが生じ、対象製品の購入設置が予定どおりできなかったことによるものでござい

ます。くらしの安全推進課は以上でござい

ます。○中山消費生活課課長補佐 消費生活課で

ござい

ます。10ページをお願いいたします。消費者行政推進費でござい

ますが、1,863万円余の増額をお願いしております。説明欄ですが、コロナ禍の影響等で増加しているインターネット通販等の消費者トラブルに対する注意喚起並びに消費者被害の早期発見や未然防止を図る人材の育成に要する経

費でございます。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

11ページをお願いいたします。

社会福祉総務費で6,849万円余の増額でございます。

説明欄ですが、コロナ対策分のくまもと県民交流館管理運営事業として、県民交流館パレアに対する新型コロナ対策に要する施設整備と光熱費高騰に伴います管理運営支援に要する経費をお願いしております。

施設整備の内容は、パレア貸し会議室で使用する机、椅子を抗菌加工製品へ更新するもの、密集、密接を避けるため、パレアホールのステージ設備を拡張更新するもの、老朽化している映像音響設備を更新し、オンライン会議等での活用促進を図るものでございます。

説明は以上です。

○池永商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の13ページをお願いいたします。

商業総務費の85万円余についてです。

説明欄をお願いします。

飲食店に対する時短要請協力金の所要額の減により、国庫返納分を計上するものです。

商工政策課は以上です。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

14ページを御覧ください。

一般会計補正予算として、まず上段でございますが、商業総務費で207万円の増額補正をお願いしております。

これは、右側の説明欄のとおり、なりわい再建支援事業の補助金額の確定に伴いまして、国庫支出金の返納を生ずるものでございます。

次に、下段でございますけれども、中小企業振興費として、5,145万円余の増額補正をお願いしております。

これも、右側の説明欄に記載しておりますけれども、商工団体台湾経済交流促進事業として、新規事業でございますけれども、新たにインターンシップの受入れや商談会の開催等、商工団体が行う台湾との経済交流のための取組に対して支援を行うというものでございます。

15ページをお願いいたします。

一般会計の繰越明許費の繰越計算書でございます。

最上段のまちなかにぎわい回復支援事業につきましては、2月補正において予算化をお願いしたものでございまして、これを全額本年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

2段目の中小企業者価格転嫁推進事業費につきましては、コロナの影響の長期化によりまして経済が停滞する中で、十分な価格転嫁を行うことができなかった事業者もいらっしゃいますことから、一部予算を繰り越しまして今年度も事業を実施するというものでございます。

3段目の運送事業者原油価格高騰等支援事業費につきましては、12月補正におきまして予算化をお願いしました。これは、3月中旬までを申請期間としておりましたので、一部予算を繰り越したものでございます。現時点で事業は完了いたしております。

4段目のなりわい再建支援事業費につきましては、これは、令和4年度に交付決定したものを令和5年度に繰り越すものでございますけれども、公共事業等の影響によりまして、令和4年度までに事業に着手できないとか、事業が完了してないという事業者に対しまして、2月補正予算において予算化をお願いして、今年度繰り越して事業を実施するというものでございます。

16ページをお願いいたします。

今回は、一般会計の事故繰越の繰越計算書でございます。

同じく、なりわい再建支援事業でございますけれども、これは、令和3年度の補正予算で事業費を計上して、令和4年度予算に繰り越したのにつきまして、やはり新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等によりまして、工事の施工に不測の日数を要したため、事業が完了しなかったのにつきまして、令和5年度に事故繰越を行い実施するものとなっております。

商工振興金融課は以上でございます。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

17ページをお願いします。

令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書として、上段の職業能力開発施設拠点化推進事業費は、県立高等技術専門校におけます技能振興センターをはじめとした整備費でございますけれども、県内における民間建設需要の高まりにより、基礎工事に使用するくいなどの資材調達に遅れが生じたことから繰越しを行ったものです。

下段の技術短期大学学校教育対策事業費は、県立技術短期大学の体育館に設置しております電動式移動観覧席の修繕費でございますけれども、半導体不足の影響により、一部部品の納期遅延が生じたことから繰越しを行ったものでございます。

労働雇用創生課は以上です。

○辻井産業支援課長 18ページをお願いします。

まず、令和5年度6月補正予算でございます。

工鉦業振興費です。

(1) 事業革新支援センター事業です。

公益財団法人くまもと産業支援財団におけ

るシステム開発等への経費を補助することで、当財団の各部署が持つデータベースの統合等を可能とし、より効率的でスピード感を持った企業支援を図るものでございます。

(2) 産業振興強化に向けたスマートオフィス事業です。

テレワークやウェブ会議、企業との打合せに適した職場環境整備や職員の固定席を設けないフリーアドレスを導入することで、より効果的な施策の立案実施につなげるものでございます。

続きまして、同ページの産業技術センター費です。

県内中小企業のポストコロナ対応のための支援基盤整備事業です。

ポストコロナに向けた地域企業の支援ニーズに対応するための最新分析機器等を整備することで、当センターの支援基盤を拡充し、県内中小製造業等の競争力強化をより一層後押しするものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

令和4年度の繰越案件が2件ございます。

上段、地域未来投資促進事業は、地域の事業者等への高い経済波及効果や新たな雇用創出が期待できる地域経済圏域事業を重点的に支援する事業です。

繰越しが必要となった理由といたしましては、資材不足及び価格高騰により、令和4年度内の事業完了が困難であることから繰越しを行ったものでございます。

続きまして、下段の中小企業DX推進補助事業です。

本事業は、デジタル機器等の整備に対し助成を行う事業です。

繰越しが必要となった理由といたしましては、令和4年度2月補正で予算化させていただいた事業でございますが、令和5年度も引き続き実施する必要があることから、繰越しを行ったものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。

20ページをお願いいたします。

工鉦業総務費でございますけれども、説明欄にありますとおり、地域経済を後押しする企業集積強化事業としまして、コロナ禍での経済活動の再開に伴います半導体関連産業及び自動車関連産業等のさらなる集積に向けまして、予定しております新規工業団地の整備状況、また、本県の立地環境に関する情報発信等に要する経費を計上しております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

一般会計の明許繰越しでございます。

上段、工鉦業費、企業誘致事業費及び下段の企業誘致環境整備事業費でございますけれども、誘致企業の立地に伴います菊陽町公共下水道の受託工事などに要する経費でございます。共に新型コロナウイルス感染拡大によります資材確保が困難となったことから明許繰越しを行うものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

こちらは、令和4年度の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の明許繰越しでございます。

工鉦業費、工業団地施設整備事業費でございますけれども、新規工業団地の整備に当たりまして実施をする基本設計等に要する経費でございます。

こちらは、現地測量に係る調整に日数を要したことから、年度内の事業完了が困難となりまして、明許繰越しを行うものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

こちらは、一般会計の事故繰越しでございます。

工鉦業費、事業名、企業誘致環境整備事業費、先ほど御説明した21ページの明許繰越しと同様でございますけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして資材確保が困難ということで、こちらは事故繰越しを行うものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

25ページをお願いいたします。

上段は、国際交流推進費のうち、(1)姉妹友好交流事業と(2)若者のアウトバウンド推進事業について、増額をお願いするものでございます。

姉妹友好交流事業は、姉妹友好都市であるアメリカ・モンタナやジャパンウィークが開催されるフランス・ディジョン、海外県人会周年記念式典が開催されるペルー、ブラジルとの交流に係る経費になります。

若者のアウトバウンド推進事業は、主要事業で御説明いたしました学生のパスポート取得費用の助成になります。

下段は、観光客誘致対策費のうち、2本の新規事業予算をお願いするものでございます。

(1)くまもとマンガ・アニメ情報発信強化事業は、『ONE PIECE』の麦わらの一味の10体の像やその周辺の観光地域をPRする動画制作及びパンフレットなどの多言語化に取り組むものです。

(2)マンガ・アニメ×DXによる「くまもと観光」活性化事業は、『ONE PIECE』やアニメ「夏目友人帳」のコンテンツとAR等のデジタル技術の掛け合わせによる新たな観光体験の実現に向けた事業に要する経費でございます。いずれもコロナ臨時交付金を財源としております。

26ページをお願いいたします。

令和4年度からの繰越明許費については、



まず、上段の駐在外国人等国際交流・多文化共生推進事業ですが、これは、財源としてコロナ臨時交付金を活用するため、2月補正で計上し、繰り越しているものでございます。

下段の熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業につきましては、資材の入手困難等により、工事に不測の日数を要したため、繰り越したものです。その後、工事は順調に進んでおりまして、建物については竣工いたしております。

観光国際政策課は以上です。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございませう。

27ページをお願いします。

6月補正予算について説明いたします。

観光費、説明欄の1、観光客誘致対策費として2,413万円を計上しております。

(1)のスマート観光提案型システム構築事業は、本県の魅力ある観光素材などをデータベース化し、旅行者のニーズに合わせた最適なルートなどの観光情報として旅行会社などに提案するシステム構築に要する経費でございます。

(2)のプロスポーツによる地域活性化事業は、新型コロナウイルスの影響により観客動員数が伸び悩む県内プロスポーツチームにおいて、対戦チームのファンなどへの観光PRあるいは無料招待試合などを実施し、新たなファンの獲得や本県への誘客促進を図る事業に要する経費でございます。

次に、2、観光施設整備事業費として、6,000万円を計上しております。

観光標識整備事業は、インバウンドの再開などを踏まえ、安全で満足度の高い受入れ環境を実現するため、環境標識の多言語化、補修などに要する経費でございます。

以上、6月補正予算といたしまして、合計8,413万円をお願いしております。

続いて、28ページ、繰越明許費の御報告で

ございます。

1段目、地域の活性化を牽引する観光産業創造事業は、地域の活性化を牽引する民間企業が取り組む事業に対する補助事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により年度内に事業が完了しなかったことから繰越しをしているものでございます。

2段目、スマート観光提案型システム構築事業は、先ほど6月補正で御説明しました事業の令和4年度の事業分について、システム構築に際して、事業者との協議に時間を要したことにより繰越しをしているものでございます。事業については、5月末で完了しております。

3段目の宿泊事業者燃料高騰等対策支援事業と4段目の被災地域の更なる魅力創造事業は、主要事業で御説明しましたが、令和4年度2月補正で計上したものであり、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから繰越しをしているものでございます。

観光企画課は以上です。

○石井観光振興課長 観光振興課でございませう。

29ページをお願いいたします。

観光費につきまして、8億3,200万円余の増額補正をお願いしております。

(1)旅するくまモンパスポート事業については、さらなる誘客や周遊促進を図るため、くまモンからの贈物として登録者全員へのポイントの付与に要する経費について、6億4,600万円余の増額をお願いしております。

(2)台湾インバウンド誘客強化事業については、台湾からの県内宿泊を伴う旅行商品の造成、販売に係る旅行会社への支援に要する経費について、1億1,100万円余の増額をお願いしております。

なお、県では、台湾との民間交流を促進するため、インバウンドに係る支援と併せて、アウトバウンドに係る支援についても行って

いくこととしております。

別途配付しております別添資料、台湾との民間交流促進施策（インバウンド・アウトバウンド促進）に主な事業を取りまとめておりますので、別添資料を御覧ください。A4のカラー刷りの2枚になります。

概要を説明させていただきます。

まず、1、インバウンド促進施策の台湾インバウンド誘客強化事業については、既に説明した内容になりますが、①台湾からの県内宿泊を伴う旅行商品の造成、販売等に係る旅行会社への支援については、昨年度の2月補正において、県内2泊のツアーへの支援に係る予算を確保したところですが、今回さらに県内2泊から4泊以上のツアーへの支援に係る予算を要求させていただいております。

次に、資料右上ですが、海外企業進出を踏まえた国際交流・多文化共生推進事業については、夏以降来熊されるTSMCからの駐在員やその家族を対象に、県内観光地を周遊するモニターツアーを実施することとしております。

続きまして、資料2枚目、2、アウトバウンド促進施策ですが、交通政策課が実施します阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業については、当初予算で、①県民向けの台北線利用促進プロモーションや、②旅行会社の旅行商品へのアウトバウンド支援などについて、御承認をいただき、チャーター便の運航や4月からの直行便の就航につながっております。

そのほか、資料右側になりますが、県内の学生のパスポート取得助成や県内の高校が実施する海外への修学旅行に対する助成、その下になりますけれども、県内の小学6年生及び中学生を対象とした台湾への海外派遣、現地青少年との交流にも取り組んでおります。

以上、御説明しましたとおり、台湾との民間レベルの交流の促進のためには、インバウンド、アウトバウンド双方の取組が重要であ

りまして、引き続き、関係部局と連携して、しっかり取り組んでまいります。

それでは、申し訳ありませんが、再度6月補正予算に係る説明に戻らせていただきます。

説明資料29ページをお願いいたします。

(3)クルーズ船受入体制強化事業については、くまモンポート八代のグランドオープンを記念するイベントの開催に要する経費について、7,500万円の増額をお願いしております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

豪雨被災地域観光復興応援事業、旅するくまモンサポート事業、「くまもと再発見の旅」追加分、台湾インバウンド誘客強化事業の4つの事業につきまして繰越しを行っております。

事業内容につきましては、先ほど主要事業及び新規事業について説明をさせていただきましたので、改めての説明は割愛させていただきますが、いずれも令和4年度2月補正で予算措置したもので、年度内に十分な事業期間を確保できなかったことから繰り越しているものでございます。

観光振興課は以上です。

○宮崎販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

31ページをお願いします。

6月補正予算についてです。

商業総務費と工鉱業振興費、それぞれで予算を計上しております。

右側の説明欄のとおり、いずれも光熱費の高騰が指定管理施設における令和4年度運営費を圧迫していることから、熊本県伝統工芸館と熊本産業展示場グランメッセの指定管理者に対して影響を受けた分を支援するための経費でございます。

続きまして、説明資料32ページをお願いします。

繰越明許費についてです。

先ほど主要事業で説明しましたくまもと県産品消費喚起緊急支援事業に係る繰越しになります。

2月補正予算で計上したため、十分な事業期間を確保できないことから、繰越明許費としてお願いするものでございます。

販路拡大ビジネス課は以上です。

○馬場総務経営課長 企業局総務経営課でございます。

令和4年度予算の繰越しに関しまして御報告いたします。

資料33ページをお願いいたします。

まず、電気事業会計の建設改良費の繰越しでございます。

表の3事業の繰越額合計は、翌年度繰越額の欄に記載のとおり2億2,900万円余でございます。

事業内容は、発電所等の予備部品調達、保安管理業務システム関係委託、送電線関係装置の不具合に伴う改造工事でございます。

表の1件目及び2件目につきましては、コロナ禍の影響及び入札不調で工期が延長、3件目につきましては、不具合が年度途中で判明したため、年度内の工期確保ができず繰越しとなったものでございます。

34ページをお願いいたします。

電気事業会計における事故繰越でございます。

一般会計の明許繰越しに当たる内容でございますが、地方公営企業法では、建設改良費以外の経費の繰越しは、事故繰越と整理されているところでございます。

3事業の繰越額の合計は、4,200万円余でございます。市房発電所の塗装及び修繕業務、発電所リニューアル関係町村に対する地域振興交付金でございます。

繰越し理由は、関係機関との協議、コロナ禍の影響、物価高騰により、それぞれ工期延長が必要になったものでございます。

35ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計の建設改良費の繰越しでございます。

繰越額は、1事業、4億9,200万円余でございます。有明及び八代工業用水道の設備更新工事が、コロナ禍の影響により工期延長となったものです。

36ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計における事故繰越でございます。

繰越額は、2事業合計で990万円余でございます。

八代工業用水道の取水施設である遥拝頭首工の令和2年豪雨災害復旧工事に係る国への負担金、苓北工業用水道の都呂々ダム管理事務所の管理設備の修繕につきまして、いずれもコロナ禍の影響により工期延長が必要になったものでございます。

以上、いずれの事業も年度内完了の予定でございます。

企業局は以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○岩田智子委員 25ページ、観光国際政策課に聞きます。

若者のアウトバウンドで、パスポートを取得する助成を5,000円とさっきお話がありましたけれども、学生とかやっぱ外国に行っ

て、外から日本の様子を見るという経験をするのは、すごくいいことだと思うので進めてほしいと思うんですが、今学生のパスポート取得率というのはどのぐらいなのか分かりますか。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

御指摘のパスポートの取得状況につきましては、九州内で比較をしたときに、福岡、沖縄に次いで、熊本県というのは、3番目のランクになっておりまして、決して高い状況とは言えません。

パーセンテージにしましても、正確な数字をちょっと今見つけ出せてないんですけれども、見つけ出してまたお伝えいたしますけれども、数字としては、かなりまだまだ伸びていってほしいというところの数字になっておりますので、ぜひ、この海外で実際に体験していただいて、将来的な見聞を広めていただいてというきっかけづくりはこの事業を役立てていきたいと思っております。

また後ほど補足させていただきます。すみません。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

何かの新聞だったか、大体日本で2割ぐらい、20%ぐらいという数字をちょっと見たことがあるんですけども、パスポート、コロナの間、学生たちのインターンを受け入れてたんですけども、学生たちが海外に行きたいんだけども行けないということで、とても残念がっていたので、今回コロナが少し収まったのもきっかけになって、学生たち、特に、本当に大学生とかに海外に経験をというのを進めていきたいなとも思っているの、応援をいたしたいと思います。

○内野幸喜委員 関連でいいですか。

この件は、私もずっと前から県のほうにも

補助できないかということを書いて、対象範囲を広げてもらったりとかしています。

今、岩田委員の話の中にありましたけれども、ついに日本のパスポートの取得率20%を切ってしまったんですね。コロナ禍の中です。これは、先進国の中でも断トツの最下位なんですね。

今、若者だけではなくて、これは、私は、若者の海外留学の中で、パスポートの取得についての支援ができないかということで、ずっと言ってきました。当時、国のほうも、トビタテ！留学JAPANということで、海外の大学へ留学する学生もほかの国に比べると極端に少なくなってきて、国のほうも危機感を持ってそういった制度とかをつくって、少しずつ留学も増えてきたんですが、残念ながらコロナ禍ということになって、それも少なくなってきたというのが現状ですね。

私は、今回、この若者だけではなくて、幅広くパスポートの取得の支援については広げていったほうがいいんじゃないかなって実は思ってるんです。インバウンドを今力入れてますけれども、例えば海外路線は、もうこれは皆さん御存じのとおり、ほとんどが相手国から来る方ばかりですね。日本から行く方というのは、2割にも満たないケースもあるというふうに聞きます。熊本からですね。

そうしたときに、やっぱりまだまだこれは熊本に限らず、日本人の中には、海外イコールまだぜいたくだという認識があったりとか、今円安というのも一つあるのかもしれませんが、ただ、これから海外路線を維持するためには、やっぱりウイン・ウインの関係で続けていかないと、熊本にだけ来てくれ来てくれというのではなくて、やっぱり向こうにも幅広く県民にも行ってもらわないと、なかなか維持というのはやっぱりできないと思うんですね。

そうしたときに、このパスポートの取得費

用の一部の助成というものをちょっと対象を広げて、まずはいろんな方にパスポートを持ってもらって、その代わりに、ただ身分証として取るということではなくて、行くことを前提ですね。行くことを前提ですけども、そういった対象範囲を広げていくということもこれから考えていかないといけないのかなというふうに思っていますので、ぜひそこは検討してほしいなというふうに思います。そこはどうですかね、今現在は。

○樺本観光国際政策課長 若者のというところにフォーカスして、今はこういった助成をさせていただいているところなんですけれども、確かに委員御指摘のとおり、全世界と比較して、日本におけるパスポート取得率というのは決して高いと言えない、どちらかといったらやっぱり低いと思います。

パスポートとしての日本のパスポートの信頼性は高いというところはあるんですけども、実際の数があまり伸びていないというのは御指摘のとおりだと思います。

どうしたらそのアウトバウンドを進めていけるかというところは、いろいろと総合的に考えていく必要があるのかなと思うんですけども、関係各課とも協議しながら、パスポート助成についても幅広く検討していけるかどうか、そこはまた、まずは検討していきたいと思います。御指摘は、そのとおりだと思います。

○内野幸喜委員 この夏、600人ほど台湾から熊本に来熊されることがほぼ決まっているわけですね。そうしたときに、やっぱり熊本というのは、ほかの都道府県の人口比でいけば、海外の方が非常に多く住む都道府県の一つであると。県内にいながらにして国際交流も進んでいくんですね。

そういう熊本だからこそ、私は、例えばパスポートをたくさんの方が持って、積極的

に海外にも行っていると、そういう先進県というか、それを目指してほしいなというに思いますので、ちょっと幅広に考えていただければなと思いますので、そこは要望だけさせていただきたいと思います。

○樺本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

要望いただきありがとうございます。検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員 小学生と中学生の台湾派遣の話は、いいんですかね、これは。

25名というふうに数字書いてあったんですけども、この25名というのは、何か話合いの中で、この25名というのが出てきているのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですが。

○岩永くらしの安全推進課審議員 くらしの安全推進課でございます。

先ほどアウトバウンドの資料にございました小中高生のグローバルジュニアドリーム事業のことでよろしゅうございますか。

人数が、小中高生合わせまして30人ということに予定をしております。小学6年生から中学3年生を一般団員として、そして、高校生もそれをリードするリーダーとして5人選抜を既に終えておりまして、8月に派遣をする予定にしております。

すみません、人数についての御質問でよろしかったでしょうか。

○吉永和世委員 人数は、どこで決めているんですか、30とか。

○岩永くらしの安全推進課審議員 やはり際限なくというわけにはまいりませんので、それと、一緒に皆がグループを組んで、海外の

体験もありますけれども、自分たちのいわゆる成長につなげるということで、グループごとの行動も考えております。

そういうことで、5～6人ほどのグループ単位でいろいろ考えたり、そして現地での行動を一緒にするというのを考えまして、大人数を一気に連れていくということではなくて、向こうの現地の青少年との交流も含めて密度の濃い活動をしていただくために、そういった30人の集団で派遣する予定にしております。

○吉永和世委員 それはもう県で決めているということですよ。

○岩永くらしの安全推進課審議員 はい。人数は県で設定させていただいています。予算の範囲内ということもございますけれども。

○吉永和世委員 せっかくなので、いい取組なので、人数は30人としていいんですが、それをもっと回数を増やすとか、何かそういうことができればいいのかなというふうに思ったんですけども、予算の都合で30人という形でしょうから、予算が増えれば、まだ人数が増やせるわけでしょうからですね。

何かせっかく台湾との関係がこうやって深くなってきて、また、台北との直行便も2社スタートするわけでございますし、より関係を深めていく上においては、若者たちとか子供たちとの関係もしっかりとつないでいく必要があるのかなというふうに思うので、いい事業はしっかりと前に進めていただいているのかなというふうに思いますので、ぜひ取組を進めていただければと思います。

○小原環境生活部長 吉永委員、応援の御要望ありがとうございます。

我々としまして、先ほどちょっと説明あ

りましたけれども、3年ぶりに実際現地に行くということで、実際、今の事務方のほうも初めて対応する職員ばかりでございます。

今回また改めて経験もできますので、それを含めて、それとあと、先ほど審議員も申し上げましたけれども、先方のほうの受入れ体制というのもございますので、今年度実施しまして、その上で、人数を増やす、あるいは、委員からおっしゃったとおり、回数を増やす等々の対応ができるかどうかを含めて今後検討させていただいて、できれば多くできるような方向でも検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○櫛本観光国際政策課長 観光国際政策課でございます。

先ほど岩田委員からお尋ねいただきましたパスポートの取得率、若者に対してということでございます。即答できず失礼いたしました。

30歳未満15歳以上というところの数値でございます。30歳未満の県内若者の旅券発行数なんですけれども、4,240、これは2020年の数値でございます。全国平均が1.5%となっております。熊本県としては、それが0.91%と低くなってまして、先ほど申し上げたとおり、九州内でも、福岡、沖縄に次いで3位ということで低い数字となっておりますので、これから努力していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○岩田智子委員 ちょっとすごい分からないというか、企業誘致についてです。20ページです。

企業誘致の半導体関連産業及び自動車関連産業等のさらなる集積に向けて情報発信をするという、今度予算がついているんですけども、いっぱい来るのは、熊本が発展するとか、そういうふうになるのかもしれない

けれども、逆に、やっぱりいろんな、今回一般質問でも、農場の問題とか、農地の問題とか、いろんな問題があって、県としての企業立地の目標というかな、ここまで来たらオーケーだとか、何かここまでを目標にしますというのがあるんでしょうか。

なぜ聞くかという、そのTSMCの第2工場が候補に上がったと、熊本が。そのときに、私のもとに、いや、もうよかろうみたいな声が意外と届いたので、菊陽とかあちのできるところの住民の方だったんですけども、そういうところで、ちょっとこの質問にどう答えられるのか分からない……。何かそういうのがあるのかどうか、県民の皆さんが不安に思っていることに関して、どうお答えになられるか、ちょっと聞きたいなと思っています。

○元田企業立地課長 企業立地課でございます。

まず、委員御指摘のその目標値等につきましてですけれども、それぞれの総合計画とか、県も計画持っておりますけれども、そういった中でも、KPIとして目標数値を掲げている部分はございます。それは、あくまでも限られた期間の中でということ目標設定をして誘致の努力をしていくということになりますけれども、今委員おっしゃった、そのTSMCの進出を契機として、じゃあどうするのかという部分につきまして、明確に誘致企業数を何社するとか、そういった形を設定しているわけではございません。

といいますのが、TSMCの進出は一つの契機だと我々思っておりますので、これを契機に、さらなる半導体関連産業の集積を進めたいというのが、一つの我々のミッションだと思っておりますので、そこに向けてサプライヤーを含めた誘致を進めていくということ、まず我々としては進めていきたいと思っております。

これは、半導体のみならず、自動車関連産業とか様々な業種も含めてになりますけれども、そういったところの誘致に向けまして、必要な用地を県営の工業団地としても準備をしていくということ、今予定しているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 はい、それはすごく分かります。

だから、私が——何か住民の皆さんは、やっぱり農地の問題とか、本当に水の涵養、さっき話をしましたが、水の涵養、条例とかも変えると、後で御説明があると思うんですけども、そういうのもあって考えて言われるんですけども、その辺も、何か県民の皆さんに、経済がすごくよくなる、熊本は、すごいそのことでよくなるということ、そうではないところも、県としても説明をしながら丁寧にやっぱりやってほしいなと思います。

私も、どういうふうになるのか、もう雇用も増えて、やっぱりすごいシリコンアイランドにしようというような目標を持って、ああ、そうなんだなというふうに思いますけれども、住民の皆さんからは、何かもうよかろうみたいな声も聞こえて、どうそれに対して答えていいのかが私の中にもないので、いろんな課とそれは横串を刺さない分からないことだと思っておりますけれども、丁寧に説明をしてほしいなというふうに思います。

だから、企業立地課の目標というかな、そのことは分かりますし、他の課ともいろいろ調整しながら進めてほしいというのが要望です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 数字だけ教えていただければと思います。

15ページ、運送事業者原油価格高騰等支援事業費、これは3月に締め切られたということで、もう全体数把握できていると思います。これは、吉永先生が前年度のこの経済環境常任委員会でも要望されて実現もした事業でありますけれども、どれぐらいの申込みがあつて、どれぐらいの金額だったのかというのが分かれば。

○田浦商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

今の御質問、事業者数でよろしゅうございますか。

事業者数につきましては、968の事業者から申請をいただいて交付を決定したという形になってございます。

○内野幸喜委員 金額は幾ら……。

○田浦商工振興金融課長 補助金額といたしましては、9億6,600万余でございます。

○内野幸喜委員 分かりました。はい、大丈夫です。

○吉永和世委員 すみません、すばらしいインバウンドとアウトバウンドの資料を作っていたので、インバウンドですから、こっちに入ってこられる方なので、これは、熊本にとっても、台湾の台北との直行便が開始するので、すごくチャンスが訪れたのかなというふうに思うので、その裾野でしっかり対応していただきたいなというふうに思うんですけれども、アウトバウンドも併せて、やっぱりしっかりと取り組んでいく必要があるのかなというふうに思うんですけれども、ここはちょっと担当課もまた別になるんですかね。

この飛行機は2社飛ぶようになるわけですから、これまでの環境とは大きく変わって

るので、これはもう熊本の全体として、もう県庁全体としてしっかり対応していくような形を取っていったほうがいいのかなという感じがします。

商工も、企業と企業のやっぱり結びつきとか、そういったのもしっかりとつくり上げていく中において、やっぱりアウトバウンドとか、そういったのもまた実現できるでしょうし、それをしっかりみんなで一丸となつてつくり上げていくアウトバウンド戦略と対策というものをぜひ取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思います。

我々県議会も県議団も台湾へ向けてしっかり訪問していきたいなというふうに思っているんですけども、そこら辺やっぱり県庁一丸となつて取り組んでいただくように要望させていただきますと思います。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決したいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よつて、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第1号及び第2号を議題といたします。

請第1号及び2号については、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いします。

○中山消費生活課課長補佐 消費生活課でございます。

請第1号及び請第2号、地方消費者行政に対する国の財政支援(交付金等)の継続・拡充



を求める意見書の提出を求める請願について御説明いたします。

地方消費者行政に係る国の交付金制度は、平成30年度に大幅に見直されております。

具体的には、国の交付金のうち、市町村の消費生活相談員人件費等に充当できる地方消費者行政推進事業分は、平成29年度まで全国ベースで45億円でしたが、平成30年度以降順次減額され、令和5年度は17億円と平成29年度との比較で約6割減となっております。

これを受けて、本県への交付額も、平成29年度の1億1,500万円から、令和5年度は約4,000万円と半分以下に減少し、市町村への補助金も減額を余儀なくされております。

昨年6月の県議会でも同様の請願が行われ、御採択いただいております。

また、県としても、全国知事会や国への施策提案など、機会を捉えて交付金の充実を要望しており、県内市町村においても市長会や町村会を通して要望が行われております。

国民生活の安定の基礎を担う地方消費者行政を安定的に推進させるためにも、地方消費者行政に対する国の財源措置は不可欠と考えております。

説明は以上です。

○吉田孝平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 次に、採決に入ります。

請第1号及び2号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第1号及び2号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、請第1号及び2号は採択とすること

に決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第1号及び2号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付させます。

（事務局から意見書案配付）

○吉田孝平委員長 今配付しました意見書案は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、この意見書案により、議長宛て提出することに決定しました。

次に、今回付託された請第3号を議題といたします。

請第3号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○中山消費生活課課長補佐 消費生活課でございます。

請第3号、消費者自立のための生活再生総合支援事業の継続を求める請願について御説明いたします。

この生活再生総合支援事業は、多重債務や熊本地震等の自然災害、感染症の影響による生活資金不足等の理由により、生活再生の支援が必要な県民に対し、家計診断や債務整理、生活資金の貸付けなど、総合的な支援を行うものでございます。事業は、平成22年度から、グリーンユープ生活協同組合くまもとに委託し、実施しております。

これまでの13年間の事業実績といたしましては、新規面談による相談件数が約9,200件、貸付額は合計約3億円です。

平成28年度から支援の対象者を熊本地震の被災者にも拡大し、1.5%の特別金利で生活資金の貸付けを行っております。また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症に伴

い、失職したり収入が減った方々の生活再生支援を実施しております。

昨年6月の県議会でも同様の請願が行われ御採択いただいております。本事業は、多重債務者、熊本地震や令和2年7月豪雨の被災者、さらには新型コロナウイルス感染症に伴う経済状況の低迷等により困窮された方々の生活再生を支援する観点からも非常に重要な事業と考えております。

説明は以上です。

○吉田孝平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 次に、採決に入ります。

請第3号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第3号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、請第3号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請第5号を議題といたします。

請第5号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○時田労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

請第5号、物価高騰から生活を守るため、最低賃金の大幅上げと全国一律制度を求める請願について御説明いたします。

請願の内容につきましては、請願の裏面、請願項目を御覧ください。

まず、1の(1)では、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、関係法を

改正すること、また、最低賃金を引き上げるための中小企業支援策を抜本的に拡充することなどでございます。

(2)では、最低賃金は、最低生計費を満たす金額とし、他の先進国並みの最低賃金水準に改めること、また、全国一律最低賃金制度とすること、最低賃金法を公務員にも適用することです。

(3)は、最低賃金関係の審議会や専門部会の公開性を高め、非正規労働者の意見陳述の機会を設けること、(4)では、最低賃金違反を根絶するため、労働基準監督官を大幅増員することなどでございます。

項目の2では、県として最低賃金引上げのための中小企業支援策をさらに拡充すること、項目の3では、賃金下限設定のある公契約条例を制定することです。

以上の内容について、関係機関に意見書の提出を求めるものでございます。

執行部からは、現在の本県の経済・雇用の状況について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症は、先月8日から5類感染症に変更されたものの、感染拡大は中小・小規模事業者へ長期にわたって大きな影響を及ぼしており、県内のコロナ関連の企業倒産は、令和2年度から本年5月10日時点で81件、また、解雇や雇い止めは、同じく令和2年度から本年3月31日現在で960人となっております。

そうした中であって、中小企業等では、事業の継続や雇用の維持に向けて経営努力を続けておられる状況であり、県としましては、資金繰りや雇用継続のため、様々な中小企業支援に努めているところでございます。

説明は以上でございます。

○吉田孝平委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 次に、採決に入ります。

請第5号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第5号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○吉田孝平委員長 挙手少数と認めます。よって、請第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○佐藤水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の経済環境常任委員会報告事項、環境生活部の冊子の1ページをお願いします。

水俣病の対策の状況につきまして御説明します。

まず、1の(1)ですが、平成28年度から本年5月までに審査会を40回開催し、約1,500人の審査を実施しております。

次に、(2)ですが、表に未決定者の推移を記載しております。

先ほど御説明したとおり、本年5月末時点で383人に減少しております。このうち、移動が困難な方や検診等に応じていただけない

方など、審査に時間を要する方々が約4割おられます。往診や送迎支援を行うとともに、申請者の個々の事情を確認した上で、丁寧な対応を行ってまいります。

また、未決定者の6割超が再申請の方となっております。

2ページをお願いします。

2の裁判等の状況ですが、係属中の裁判は、先ほど7件と御説明しました。以下の表がその内容です。

このうち、③の訴訟については、本年9月に大阪地裁で判決がある予定でございます。

いずれの訴訟におきましても、県としての主張、立証を行い、適切に対応してまいります。

水俣病審査課は以上です。

○枝國環境政策課長 環境政策課でございます。

3ページ、3、JNC株式会社の令和4年度決算の概要です。

液晶事業での出荷低調等により売上げは減少しましたが、生産性向上などの取組で増益となり、売上高は535億円、経常利益は25.4億円でした。この額は、チッソ支援策の経常利益目標額53億円を下回る額ではありますが、これまでどおり患者補償金の支払いは確実に遂行するとされております。

その下に過去10年間の経営状況を記載しておりますが、チッソは依然として厳しい経営状況にあり、業績改善計画に基づき、構造改革などに取り組んでいるところです。

その下の参考1は、経常利益の配分図で、右側が今年度となります。

4ページをお願いします。

今年度の金融支援の仕組みを図にしたものです。

図の右上にチッソ株式会社とありますが、①の経常利益25.4億円から、その下、②の無利子化相当額13.2億円を除き、次に、左斜め

上に矢印が出ておりますが、③の患者補償費の一部となる12.2億円を支払います。これにより、その下の⑥の可能な範囲で返済に当たる額は、今年度も0円となります。

よって、図の左側から2列目、二重枠で囲っている本年度の患者県債の約定償還額5.4億円が、チッソ返済額の不足額となります。この5.4億円は、8割が国庫補助金から、2割が100%交付税措置のある特別県債で手当てされます。

次に、図の左下の3つの県債、平成7年一時金県債、特別県債、平成22年一時金県債は、チッソからの返済が猶予されているため、県として令和5年度に償還すべき分を一般会計から繰り出して返済するものです。この繰出金も大部分は交付税措置がなされております。

今後とも、水俣病患者補償の支払いに支障を来すことがないように、国とともに業績改善計画の進捗状況を注視し、チッソに水俣病問題の責任の遂行を求めてまいります。

環境政策課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課です。

報告事項の5ページ、地下水を基にした経済発展と地下水保全の両立を目指した地下水涵養指針の見直し等についての御報告です。

6ページをお願いします。

熊本の地下水が豊富な要因としまして、地質的な要因と歴史的な要因がございます。

①の地質的要因として、熊本の大地に降り積もった阿蘇の火砕流堆積物は水が非常に浸透しやすく、また、右の写真のように、穴が空いた溶岩や岩の割れ目などの帯水層に豊富で良質な地下水が蓄えられております。

2番目の②の歴史的な要因として、加藤清正公の時代に白川に堰と用水路が築かれ、開墾された白川中流域の水田は通常の5倍から10倍もの水が浸透しますので、大量の水が地

下に浸透し、ますます地下水が豊富になっております。

その結果、③の地下水の量でございますが、琵琶湖の1.6倍に上るとの研究がありますが、併せて、現状のバランスを確保し、持続的に使う仕組みづくりが必要と指摘されております。

そのため、2の地下水の人工涵養を平成16年から開始しております。白川中流域や周辺の台地部で水田湛水を実施することにより、人工的に地下水の涵養を行っております。

7ページの熊本地域の地下水の現状についてです。

左側のグラフが、菊陽町にある県の観測井戸の水位です。水色の折れ線が井戸の年平均水位で、赤い棒グラフが年間の降水量になります。降水量によって、水色の井戸の水位の変動もございますけれども、低下傾向にあったものが、人工涵養開始以降、回復傾向になっております。

右のグラフは、江津湖の平均湧水量の推移ですけれども、青い折れ線グラフが平均湧水量ですが、地下水と同様に、人工涵養の開始以降、回復基調にございます。

この回復の流れを保つためにも、現状の取水量と涵養量のバランスを確保する必要がございます。

そのため、8ページのとおり、環境審議会に部会を設置し、地下水涵養指針の見直しの検討を行いました。

検討の内容については、9ページをお願いします。

現在の地下水涵養指針では、当面、地下水採取量の1割を目標として地下水涵養に取り組むとしております。

イメージ図の一番上、黄色い部分が現行涵養指針に基づく涵養量となります。

地下水の採取量が増大した場合、現行指針のとおり涵養では、オレンジ色の部分の地下水の収支バランスが確保できない可能性が

あります。そのため、取水量が増える新規掘削井戸については、取水量に見合う量の涵養を義務化する方向で指針の見直しを進めております。

なお、取水量が増えない既存の井戸については、涵養の増加は努力目標として、現在の涵養目標を継続することもできると部会で整理されております。

あわせて、イメージ図の下の部分でございますけれども、取水量を超えるような地下水涵養を自ら行う事業者に対しては、表彰や環境アセスメントの規模要件の緩和など、さらなる地下水涵養を促す制度も検討しております。

報告は、以上でございます。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

12ページをお願いします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

まず、1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

令和4年度の結果は、(3)のとおり、水質及び地下水ともに総水銀は検出されておられません。また、底質も暫定除去基準値を下回っております。さらに、魚類調査につきましても水銀の暫定的規制値を下回っております。

今年度も引き続き、同様の調査を実施する予定としております。

次に、13ページをお願いします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

令和4年度の結果は、(3)のとおり、アの埋立護岸前面海域及び埋立地内地下水の水質

調査では、総水銀は検出されておられません。

イの地盤調査では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。

ウの構造物変状調査でも、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

今年度も同様の点検と調査が予定されております。

以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

14ページをお願いいたします。

生物多様性くまもと戦略2030の策定について説明させていただきます。

あわせて、15ページの概要も御覧いただきますようお願いいたします。

14ページ、1、策定の背景についてでございますが、2008年に、生物多様性基本法の施行により、国家戦略が策定され、これを受けて、本県におきましても、2011年に生物多様性くまもと戦略を策定しております。

今般、国が2030年を目標とした新たな戦略を策定することに合わせて、本県でも生物多様性をめぐる状況の変化を踏まえ、生物多様性くまもと戦略2030を本年3月に策定いたしました。

主なポイントについてでございますが、まず、(1)現状といたしまして、①生物多様性の危機、つまり多様性の損失の要因としまして、人間活動や開発の拡大、地球温暖化をはじめとした地球環境の変化等によるものが大きく影響していること、また、②生物多様性をめぐる国内外の動向としまして、新型コロナウイルス感染症の流行などが挙げられます。

次に、目標実現に向けました(2)行動計画と数値目標ですが、詳細は、概要の中央から右側にかけて記載しております。

県の施策となる行動計画は、項目を3つに分け、具体的な施策を講じることとしてお

り、海洋プラスチックごみ対策、バイオマス資源の活用など、社会情勢の変化に応じた新たな施策を追加し、施策の数を30項目から39項目に拡充しております。

また、各施策の進行管理の指標となります数値目標も見直しを行い、18項目から25項目としております。その数値目標につきましては、概要の右端に記載しております。

各項目の目標年の設定が、一律2030年となっておりますが、これは、庁内関係課が管理しますそれぞれの計画に基づいて目標年を設定しているためであり、計画の見直しがあれば、適宜戦略の見直しも行ってまいります。

(3)対象期間でございますが、令和5年4月から令和13年3月までの8年間となり、国家戦略と整合させております。

最後に、(4)戦略の推進体制でございますが、庁内関係課で構成します推進連携会議におきまして、点検、見直し等を行うとともに、多様な主体と連携をし、戦略を推進してまいります。

自然保護課は以上でございます。

○池永商工政策課長 商工政策課でございます。

熊本県中小企業振興基本条例に基づく取組について御報告いたします。

A3カラー、横書きのこの資料を御覧ください。

報告に先立ちまして、資料の構成について御説明いたします。

左側の白い背景の欄には令和4年度の取組を、真ん中の赤い背景の欄には令和5年度の取組等を記載し、最後に、略称ですが、課名を入れております。そして、右側の青い背景の部分には関連するデータや写真等を掲載しております。

それでは、内容の説明に入らせていただきますが、時間の都合もございますので、朱書

き部分を中心に説明いたします。

まず、I、条例の周知、受注機会の増大等についてです。

真ん中の欄の2つ目の丸にありますとおり、基本理念として県内事業者の受注機会の確保等を含む公契約条例を今年度から施行しております。

続きまして、II、中小企業振興に関する基本方針に基づく取組について、条例で定めた基本方針に基づいて整理しております。

まず、(1)産業の高付加価値化及び新たな産業の創出の促進では、左側の①、②の記載のとおり、リーディング企業の育成及びベンチャー企業への支援等に取り組んでおります。

令和4年度は、新たに3社をリーディング企業に認定しました。

(2)中小企業者の経営の革新の促進についてです。

吉永委員からも御質問がありましたが、県内中小企業、大企業とマッチングすることにつきましては、くまもと産業支援財団において支援しており、令和4年度は、延べ233件のマッチングを行っており、成約が36件と聞いております。

次に、(3)について、左の欄の①から③のとおり、新型コロナ等の影響を受けている事業者や熊本地震等の被災事業者に対して、資金繰り支援や復旧経費等の補助等により支援を行い、引き続き、その取組を後押ししてまいります。

裏面、(5)を御覧ください。

現在、半導体関連企業の本県進出等を背景に、県内産業界において、人手不足、人材不足が喫緊の課題となっております。

その対策としまして、真ん中の欄の2つ目の丸に掲げております(1)から(3)の3つの方向に沿った取組を推進しております。

次の(6)では、左側の欄の①にございまして、今年3月に、くまもと半導体産業推

進ビジョンを新たに策定し、今年度から、その右側に記載のとおり、次世代半導体技術の確立に向けたプロジェクトに取り組んでいきます。

次のページをお願いします。

(8)については、左側①に記載のとおり、積極的な誘致活動を展開しており、令和4年度立地協定件数は過去最高の61件、そのうち県南地域がその3分の1に当たる19件となっております。

次の(9)では、観光や地域産品の販路拡大に関する取組等について記載しております。

主なものでは、左側の①及び右側の2つ目の丸のくまもと再発見の旅や旅するくまモンパスポート等があり、こうした需要喚起策により、新型コロナウイルスにより打撃を受けた県経済の回復を図っております。

(10)及び(11)は、共に良好な雇用環境の整備に向けた取組となっております。

よかボス企業やブライト企業の普及促進に向けた取組のほか、障害者や高齢者を含むあらゆる求職者への就労支援や男女共同参画のさらなる推進に向けた取組などを進めております。

続きまして、Ⅲの小規模事業者に関する取組についてです。

左の欄の①、②のとおり、商店街組織等の人流回復に向けた取組や環境整備の取組、③、④のとおり、小規模事業者の経営改善等に向けた専門家派遣や補助金等により、その取組を支援しております。

また、真ん中の欄の一番下の丸のとおり、事業承継に係るオープンネームでのマッチングや商店街の多様化に向けた取組を新たに支援することとしております。

今後とも、本条例に基づき、中小企業、小規模事業者の皆様の取組をしっかりと支援させていただきます。

説明は以上でございます。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。よろしいですか。

次に、その他のその他に入ります。委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後0時53分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長